

参 議 院 法 務 委 員 会 会 議 錄 第 八 号

第一百四十六回
国 会

平成十一年十二月二日（木曜日）

午前十時三分開会

委員の異動

十一月一日

辞任

阿部 正俊君

竹山 裕君

中島 真人君

中曾根弘文君

中曾根弘文君

中島 真人君

中曾根弘文君

平成十一年十二月二日（木曜日）

午前十時三分開会

委員の異動

十一月一日

辞任

阿部 正俊君

竹山 裕君

中島 真人君

中曾根弘文君

開会いたしました。
委員の異動について御報告いたします。
昨一日、阿部正俊君及び竹山裕君が委員を辞任され、その補欠として森田次夫君及び森山裕君が選任されました。

があるとしても、しかし実際上社会の不安、混亂が起きて地域紛争が起きているという状況にかんがみて、民主党は修正案とともに賛成に回つておるわけです。

ただ、今のこの社会の混乱状況、具体的にこの法律が適用される団体はこれまでに明らかになつた事実ではオウム真理教しかないという状況でございますが、そういう社会の混乱状況、不安状況というものがなくなつた後もこの法案はずっと存続するというようなお考えなんでしょうか、あるいはそういう必要性がなくなれば速やかにそれこそ廢止法案を提出してこの法律を廃止させる考え方あるのか、そちらについて大臣の基本的な考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣（白井日出男君）衆議院における修正によりまして本法案の見直しに関する附則が設けられたわけでございまして、本法案が成立をいたしました後は、施行の日から起算して五年ごとに、この法律に基づく規制処分の実効性や規制対象団体の危険な要素の消長など、この法律の施行状況やいわゆるテロ対策等について検討が加えられまして、その結果に基づいてその見直しについて国会において十分な御論議がなされるものと考えております。したがいまして、御指摘のような事態につきましても、国会において適切な対応がなされるものと思つております。

○小川敏夫君 民主党・新緑風会の小川敏夫でございます。最初に、法務大臣にお伺いいたします。この無差別大量殺人行為を行つた団体規制法でございますが、参考人の御意見あるいは同僚議員に關する特別措置法案（衆議院提出）○サリン等による人身被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（橋本敦君外一名発議）○委員長（風間祐君）ただいまから法務委員会を

の法案提出者としてどういうふうにお考えなのか。

もっと具体的に言いますと、例えは「がつた見方をすれば、今オウム真理教による混乱がある」と。これにいわばかこつけて、この法律を成立させたらオウムの問題がなくなつてもこれはもう政府にとっては都合のいい法律だから将来もずっと存続させるつもりなんじゃないかというような危惧を持った面もあるわけでございます。

あるいは、公安調査庁が時にはリストラということも話題になるような省庁でございます。そういうリストラにならないために、法律を残しておけばリストラを免れる一つの口実になるというようなことから、いわば今起きているこの緊急避難的な状況で法律ができるかもしれないものを、そういう状態がなくなつてもなお存続させるのではなくかという不安があるわけでございます。ですから、私としては、今現在起きているこの社会の不安な状態あるいは危険性といふものがなくなつたということがあればやはりこの法律は本来廃止されるべきものなんだということを、法案を提出した政府の考え方なんだということを、国会の論議に任せるということじやなくて、政府の考え方という点から真正面から答えていただきたいと思うんです。

○國務大臣(白井日出男君) 現時点におきまして、オウム真理教の将来における危険性の予測、どのよつたな状況になるかとの予測は困難でござります。仮に、将来オウム真理教の危険性が完全になくなつたと認められる事態を想定するのであれば、その時点で本法案は廃止するといふことは考へられるものと理解をいたしております。

○小川敏夫君 ちょっと語尾がよくわからなかつたんですが、考へられるものとするというと、考へられない可能性もあるのかというふうに聞こえてしまふんです。むしろ考へるものとするといふうにお答えいただきたいのですが、法務大臣、その点いかがでございましょうか。

○國務大臣(白井日出男君) 委員御指摘のとおり、考へられるものと思います。

○小川敏夫君 先に修正案提出者の方にお尋ねしますが、衆議院の方で五年をめどに見直すという条項を盛りました。これはやはりそういう危険性がなくなったときにはこの法律案を廃止するんだ、こういう趣旨を念頭に置いての規定でございましょうか。

○衆議院議員(北村哲男君) 特にこの五年は、当初私ども民主党からは五年をもつて廃止するといふように修正を求めるだけでも、結局修正案を協議する中でこのように五年ごとに廃止を含めて見直しをするという形になりました。特にこの廃止という言葉を入れたことを私は強調したいと思っております。

これだけの劇場的な下手をすると他に累を及ぼすような法律はできるだけ早くなくした方がいいと。私は、これほどのかなり団体を透明にする、あるいは監視を強める法律を五年も使えばもつその団体は危険性がなくなつてゐるだろうという予測ができると思うんです。ですから五年を主張したことですが、しかし、裁判の成り行きとかそのほかを見ますと、やはり五年できつちり切ることはやや難しいかなということで、五年ごとに廃止を含めて見直しをするということでありますので、五年間、先ほど大臣の言われたような規制処分の実効性あるいは規制対象の要素の消長なんかを見たんです。それがないと見れば、私どもは議員立法としても廃止法案を出す決意でございます。

○國務大臣(白井日出男君) 法務大臣にお尋ねしますが、法務省の方から、この法律を時限立法にしてしまつて年数を限定してしまいますと、今ある混乱状態を起こしている団体がその間隠れて、また法律が切れたら活動を再開するとか、そういうことが考えられるので、そういう対策上時限立法にはしにくいために、この法案が憲法上さまざまな論議がありながら、しかし成立する運びとなつておられます。そういうお考えを、説明を受けたことがござります。

○小川敏夫君 いとことの趣旨は、法律の実効性を担保する法務大臣としても、この法律を時限立法にしないで、この法律を時限立法にしな

とう面にその要点があるのであって、決して今ある混乱状況がおさまって、例えばオウム真理教の社会問題がなくなつた後も、この法律をずっと残したまま別の案件にも対処するという考えではないんだという趣旨のところを、もし法務大臣がそういうふうにお考へでしたら明確に具体的に述べただけたらと思うんです。

○國務大臣(白井日出男君) 今、委員御指摘をいたしましたとおり、この法案は現在のところオウム真理教しか、その対象として私どもの法適用に對してはないと、そのことは事実でございます。そして、委員御指摘のとおり、将来において、オウム真理教の動き 자체が非常にこうした法律化の動きあるいは政治の動き等に関連をして微妙な変化がいろいろあるわけでありまして、そつした状況を考えますと、この法律がもし廃止をされるという状況というのは、よほどそれらの状況というものを見てからでなければ実効性というものを担保できないのではないか、こういうふうに考えているということも事実でございます。

今回の法律が無差別大量殺人というものを実行した団体というふうに規制をしているわけでございましたが、私どもとしては、このよつた行為を行なう団体というものはもう二度とあらわれてほしくないと考へておりますし、またあらわれてこないものとそういうふうに信じたい、このように考へております。その結果を私ども尊重いたしたいと思ふます。

○小川敏夫君 先ほど修正案提出者が明確に、今起きている混乱状態というものがなくなれば廃止すべきものだという趣旨で修正案を盛り込んだということでございます。

では、そつした意思で国会が修正議決したこの法案については、法務大臣も当然そういう趣旨だということを考へておるということをよろしいわけですね。

○國務大臣(白井日出男君) そのとおりでござります。

○小川敏夫君 それではほかの質問に移ります。この法案そのものが憲法上議論があつたところまでございますが、それとは別に、運用の仕方によつてはやはり憲法上の問題が出る可能性があるんじゃないというお考へを、説明を受けたことがござります。

例えば、法律で立入調査というものが認められると、この立入調査一つにしても、このやり方いかんによつては、その立入調査行為自体が

ウム真理教により起きている社会の混乱の状態といふものが完全になくなつたときにもこの法律はまたのこと、また将来あらわれるかもしれない

団体のことも考へてずっと存続させるということ

なのか、それとも、オウム真理教の問題が解決して、この法律が成立する必要性があったその社会の混乱状況というものがなくなつたときにはやはり廃止するというのが本来の基本の原則なのか、そこ

のところを真正面からぜひ答えていただきたい

んです。

○國務大臣(白井日出男君) 先ほど申し上げておりますとおり、当初、この見直し規定というのは入つております。衆議院の御論議を踏ままして、廃止も含めた五年ごとの見直しといふことを入れさせていただきました。

私はもといたしましては、それらの国会の御論議というものをしっかりと尊重させていただきたいと思っておりますし、また、国会においても、そ

うしたものについて真剣な御論議がいただけると

思います。その結果を私ども尊重いたしたいと思ふます。

○小川敏夫君 実際、現在はオウム真理教しか対象になる団体はない。現在また、しかしそのオウム真理教によつて社会の混乱が起きている。

こういうことで、この法案が憲法上さまざまな論議がありながら、しかし成立する運びとなつてお

ります。この立入調査一つにしても、このや

り方いかんによつては、その立入調査行為自体が

憲法に違反するんじゃないかという問題が出てくると思うんですが、この立入調査のあり方について、これは法務大臣あるいは実際に立入調査を行うことが考えられる警察庁の方にお伺いしたいんですが、法律では客観的具体的な基準まで定めておりませんが、立入調査のあり方についてどのような指針といいますか基準を設けて行う考え方であるのか説明していただきたいと思います。

○政府参考人(但木敬一君) 委員御指摘のよう

に、立入調査につきましては憲法上いろいろな疑義が具体的な執行によつては生じるのではないかとのお尋ねでございます。そのとおりだと思っております。

したがいまして、本法の二条、三条の精神をきちっと公安調査庁の職員、それから警察の職員が遵守すべきは当然であろうと思いますが、この法

律の具体的執行が違法にならないように、それぞれの組織で、どういう場合に立ち入るか等につい

ても十分協議して、この法律の精神を生かして、必要最小限度の法則というのを貫いてまいりたい

というふうに思つております。

○政府参考人(金重凱之君) 本法では警察職員による立入検査の権限というのが認められておるわ

けでございまして、これにつきましては、事前に

警察長官の承認を得なければならぬというこ

とにされておりますし、それからまた、警察庁長

官が承認しようとするときには公安調査庁の長官

に協議しなければいけない、こういうふうな仕組みになつておるわけでござります。

それからさらに、この法案の細則をこれからつくることになるということでござりますけれども、公安調査庁の長官と今申し上げました警察庁長官との協議が整つたというときにおきまして、

警察職員が立ち入りを予定する土地、建物及びそ

の予定日を公安審査委員会に通報するものとする

というような規定も設けられるというふうに理解いたしております。御心配はないのではないかと

いうふうに思つております。御心配はないのではないかと

○小川敏夫君 心配ないといましてもやはり心

配がないこともないでお尋ねするんですが、そ

このところは決してそのような人権問題を起さないという考え方で運用していただけるという言葉をいただきましたので、それを信頼して実際に見守りたいと思いますが、本当に十分な配慮をしていただきたいというふうに思つております。

次の質問でございますが、これも法務大臣あるいは警察庁にお尋ねします。

今、オウム関係者がさまざまに裁判を受けてお

りますが、そこでわかることは、非常に凶悪な犯

罪事件を起こした人たちはオウム真理教の教祖を

初めとした幹部であつて、一般信者レベルでは凶

悪な犯罪、あるいは凶悪でなくても犯罪行為に加

担していない人も随分多いように思つます。そ

しますと、これからこの法律によって実際に適用

される団体がオウムであるということで、オウム

真理教に対するいわば攻撃といいますかさまざま

な抑制がある一方、犯罪には関係していない一般

信者が仮に脱会したい、あるいは既に脱会した人

たちに対する社会復帰というケアの問題も、やは

り手厚い保護をしていかなければ本当の意味のオ

ウム真理教対策にはならないかと思うんです。

そういう意味で、脱会者に対する対策について、

これまでにさまざまな答弁の中で十分な配慮をす

るという言葉は聞いておるんですが、そういう総

論的な話ではなくて、具体的にどのような方策を

講じて脱会者あるいは脱会希望者に対する措置を

講じていくのか。といいますのも、この法律が仮

に成立して年内にも適用になるという非常に切迫

した状況にござります。

ですから、脱会者対策と

いうものについても、より具体的な方策をお示

しいただきたいというふうに思つてお尋ねしてい

るわけですが、よろしくお願ひいたします。

○国務大臣(臼井日出男君) 今、御審議をいただ

いております本法案によりまして、無差別大量殺

人行為を行つた団体に対する規制をしっかりと行

うということは大変重要な事柄でござります。他

方で、その規制の対象となつた団体の構成員、こ

れは今お話しのとおりいろいろな方々がおられ

て、全くそつしたことに関係しておられない方々

も多いわけでござりますが、それから社会復帰に

資する体制の整備などの方策を講じますことも大

変社会的に重要なことだと考えております。衆議院の法務委員会における附帯決議に盛り込まれて

おりますとおり、政府としても、政府全体として取り組むべき課題であると理解をしております。

現在、オウム真理教の信者やこれを脱会した元

信者の社会復帰等に役立つ対策につきましては、從来から申し上げておりますとおり、政府全体として各省庁間で連携を図りつつ、かねてからの取り組みを強化すべく関係省庁間で協議を続けて

いるところでございます。

私ども法務省といたしましては、オウム真理教信者等の社会復帰等の観点から、人権擁護委員やあるいは人権擁護担当部局を活用した人権相談所が設けられておるわけでございますが、そこにおきましてもオウム真理教信者等からの相談を受け取るとともに、その利用を呼びかけるPR活動に努めてきたところでございます。今後ともオウム真理教信者等の社会復帰に資するよう、このようないくつかの取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○政府参考人(金重凱之君) 信者の社会復帰、家庭復帰対策につきましては、政府一体で取り組む必要があります重要な問題であるというふうに認識いたしております。

○政府参考人(金重凱之君) 信者の社会復帰、家庭復帰対策については、政府一体で取り組む必要がある重要な問題であるというふうに認識いたしております。

プライバシーの問題等もありますので具体的な

ケースについては差し控えさせていただきま

すけれども、これまでにも警察はオウム真理教の元信者に対して社会復帰対策に努めてきたところでござります。

○小川敏夫君 話はまた次の論点に行くんです

が、この法律の施行に当たって警察に対する信用、

信頼というものが非常に重要である、こういったふうに思ひます。

また、脱会者に対する救済という

ものにつきましても、警察に対する信頼とい

うのがなければ脱会者の方もなかなか保護を求めて

こないということもあります。

その対象者は、オウム真理教の関与し

た各種事件の被疑者のみならず、自発的に教団を

脱会して社会復帰しようということで警察に相談

に来られた方々が中心でござります。

警察としましては、オウム真理教信者等から脱

会についての御相談があつた場合にはこれに誠実

に対応いたしておりまして、具体的な状況に応じ

まして、例えは信者の家族等からの捜索願あるい

は脱会者が保護を求めてきたというよう

な場合に

はその捜索や保護などの必要な措置を迅速に行

うことにしておりますし、それからさらには住居や

職場のあつせんに及ぶこともありますけれども、それからまた、これも状況によりますけれども、関係機関を通じまして福祉施設あるいは医療施設等での保護が行えるよう引き継ぎも行つておるところでございます。

こういうような広範な警察活動によりまして、

一たんすべての財産をオウム真理教に寄進して家

族等を捨てて出家した元信者の中にも現在もとの

家庭に戻られた人もおるわけでございます。そ

の反面、一連のオウム真理教による事件で逮捕され

た後釈放されたオウム信者の約半数が教団に復帰

しているということもあります。こうした

ことに見られますように、いわゆるマインドコン

トロールから抜け切れずに、元信者から警察の行

う社会復帰対策というのを拒否されるというよう

なケースもあるわけでございます。

こういうふうにさまざまな困難がつきまとつて

おりますけれども、警察といいたしましても、今後

ともこの問題に対しましては関係省庁とも連携を

図りながら積極的に対応してまいりたいというふ

うふうに考えております。

○小川敏夫君 話はまた次の論点に行くんです

が、この法律の施行に当たって警察に対する信用、

信頼というものが非常に重要である、こういったふ

うに思ひます。

また、脱会者に対する救済という

ものにつきましても、警察に対する信頼とい

うのがなければ脱会者の方もなかなか保護を求めて

こないということもあります。

その対象者は、オウム真理教の関与し

た各種事件の被疑者のみならず、自発的に教団を

脱会して社会復帰しようということで警察に相談

に来られた方々が中心でござります。

警察としましては、オウム真理教信者等から脱

会についての御相談があつた場合にはこれに誠実

に対応いたしておりまして、具体的な状況に応じ

まして、例えは信者の家族等からの捜索願あるい

は脱会者が保護を求めてきたというよう

な場合に

はその捜索や保護などの必要な措置を迅速に行

うことにしておりますし、それからさらには住居や

職場のあつせんに及ぶこともありますけれども、それからまた、これも状況によりますけれども、関係機関を通じまして福祉施設あるいは医療施設等での保護が行えるよう引き継ぎも行つておるところでございます。

こういうような広範な警察活動によりまして、

一たんすべての財産をオウム真理教に寄進して家

族等を捨てて出家した元信者の中にも現在もとの

家庭に戻られた人もおるわけでございます。そ

の反面、一連の不祥事、大変に遺憾というような

言葉では済まないような国民に対する背信をま

りない行為だと思います。特に、入手した捜査資料をもとに女性を恐喝したり、あるいは同僚の婦

人警察官のプライバシーに関する写真を材料に恐

喝しようとしましたというような事件が続発しておりました。

こんな例を見ますと、例えは脱会者が来て

も逆に、おまえ、元オウムだったことをばらすぞ

でしようか。警察庁長官は、県警本部長の非行に對して全く監督者としての責任がないんでしょうが。

○政府参考人(関口祐弘君) 御指摘の点につきましては、警察庁長官としての責任というものはないものと私は承知をしております。

なお、深山本部長の報道対応等が不適切であつたということにつきましては、当時、国家公安委員会の処分といふものが当時の深山本部長に出されております。たしか減給処分ということであつたかと承知をしております。

○小川敏夫君 県警本部長についての監督責任が警察庁長官にはないという議論をどうも私は納得できない。特にまた国民感情からいければおよそ到底納得できない考え方だと思うんです。

また同じような質問になるんですが、警察庁長官が本当に不祥事を繰り返さないと国民や国会に対しても約束しながら恐喝未遂という非常に卑劣な事件が起きたということについて、これでは言葉だけの反省や対策では何も意味がないではないか、むしろそれはただ単に言葉だけ、その場ごまかしの答弁をしていたんじゃないのか、このように考えられてもしようがないとは思うんですが、警察庁長官はそこら辺のこと……(「その場ごまし」というのは何だ」と呼ぶ者あり) その場をごまかした言葉と国民が思われてもしようがないというような意見があるのはこれは当然であります……(発言する者あり)

○委員長(風間旭君) 質問を続けてください。

○小川敏夫君 今、不規則発言がありまして、話の筋が見えにくくなつたので端的にもう一度まとめます。

要するに、先ほども質問したことですが、同じような非行事案はもう繰り返さない、かたく対処すると約束した後に、国民に對して述べた後に同じような不祥事が繰り返されたと。これでは、何の実効性もない約束をしている、まさにその場ごましの答弁をしていたんじゃないかと、これは國民は受け取るわけでございます。

そこら辺のところ、今ここでまた長官が言葉を強めて、そのような不祥事は絶対起こさないよう対処すると幾ら言葉を強く言つたとしても、やはりまた繰り返されるのではないかという不安が当然あるわけで、警察に對する信頼というものは、これはもう回復できない。むしろ、同じ警察庁長官ではこれはもう警察に對する信頼は回復できまい、むしろ新しい長官になつて、そうした不祥事再発を防止する具体的な策を徹底的に行う方がなるべきではないか。やはりそうした再発防止の約束をしながらそれを実行できなかつた長官は責任をとつて辞職すべきではないかというふうに考えておるわけでございます。

これにつきまして、前回、民主党の角田議員も強く指摘しましたが、その点について長官御自身はどうのにお考えでございましょうか。

○政府参考人(関口祐弘君) その点につきましては先ほど委員の御質問にお答えしたとおりでございまして、私に課せられた使命というのは一日も早く国民の信頼を回復することだということを強く認識しているところでございます。今後とも不祥事再発防止対策の推進に全力を尽くしていくことで私の務めを果たしたい、責めを果たしていきたいというふうに考えていくところでございます。

○小川敏夫君 警察に対する信頼を回復するためには、最高責任者がきちんとけじめをつけて責任をとつて、新しい体制で国民の信頼を回復するすべを講じるというのが最善であると私は考えております。

では、次の質問に行きます。

先回の国会で通信傍受法が成立いたしました。その際の審議の中で、捜査の方法として通信傍受が可能であればオウム真理教のようなこうした犯罪には十分対処できるんだということが強調されておつたわけですが、実際、この通信傍受法の施行の準備状況は今どのように、特に一つの点に絞つてお尋ねしますが、携帯電話、これは現行技術ではできない、しかし一年以内、法律の施行期間

に間に合わせて通信傍受が可能なような手段を講じるということを約束したわけございますが、予算要求を見ましても調査費だけで実際の技術改修費用が見込まれないというようなことを考えますと、どうも一年以内に携帯電話の通信傍受を可能にするといふことはできないんではないかというふうに思いますが、その点意見を述べるだけで、また改めてより明確になつた時期にその点をお尋ねしたいと思います。

それから、警察庁の方にお尋ねしますが、ことし一月に茨城県鉢田町選挙に絡む違反事件で、違法に盗聴した買収に関する会話を端緒とした、これは民間が恐らく違法盗聴したんでしようけれども、それを端緒として事件の捜査が開始されたといふような事件がありました。選挙違反そのものは大変けしからぬですが、しかしその端緒がまた違法盗聴のテープだつたという点がどうも突然としないところがあるんですね。こうした事案に対する違法盗聴テープを捜査の端緒とするようになります。

○小川敏夫君 では政府参考人の方から、携帯電話に限つて準備状況がどうなつてあるかについて説明をお願いいたします。

○政府参考人(松尾邦弘君) 携帯電話に関する通信傍受につきましては、ただいま大臣からも答弁申し上げましたが、現存の技術あるいは設備で可能な部分というものがかなりあります。ただ、現在は技術的にある程度の開発あるいは新しい設備、施設等をつくらないと通信傍受がなかなか困難な部分もございます。この点につきましては、現在、NTTドコモを中心として各種の携帯電話の通信事業者がございます、そつした事業者と今、具体的な通信傍受を可能とするための技術開発等につきまして協議をしている、進めている、これまで何度もわたりましてそういう協議をしていく段階でございます。

それにつきまして、一定の技術開発が必要である場合に、通信事業者との間での費用分担等、具体的にはいろいろ詰めるべき点がございますので、現在施行に向けて可能とするような、そういう協議の具体的な詰めを行つてあるということでございます。

○小川敏夫君 前回の審議の中では、技術的に困難であるけれども国が費用を投じて技術改善をしなお、御指摘のテープに関する捜査に關しましては、

ふうに考えていいんでしょうか。

○国務大臣(白井日出男君) 今、私どもがこうした法案が成立をいたしまして施行できるような段階になって、それの段階における措置というものはとられていく、そのことによりまして、住民の皆さん方も現在行つてはいるような二十四時間監視であるとか、そういうことの必要性がなくなるという安心感を持つていただけるんじゃないかな。そのことによって、今、住民、国民の皆さん方が感じておりますような不安感、そういうもののが解除されることによつて問題が解決していくんじゃないかと思います。

○魚住裕一郎君 きょうは修正の部分につきまして若干質問をさせていただきたいというふうに思ひます。

修正が何点か衆議院におきまして加えられたところであります。特に「目的」の中に、いわゆるオウム真理教の活動を規制しようということから、「目的」に「例えは」という形で入つてあるところであります。これをきつちりやるには、やはり法律の定義の中でオウムなりサリン云々などいうような文言を加えるべきではないかというふうに思ひます。

○衆議院議員(上田勇君) 本団体規制法案は、その対象となります団体につきまして、過去に大量無差別殺人事件を行い、なおかつさらにその再発の可能性があるというところに限定しているところでありまして、その手法等を明示し特定する

いうことは法制上問題があるのでないかというふうに思つてゐるところでございます。ただ、現状を考へますと、この法律に該当する団体というのはオウム真理教しかない、というふうに私たちも認識しているところでございます。

○魚住裕一郎君 それから、五年ごとに見直すところであります。もちろんこの団体規制について、論者によつては憲法上も抵触するおそれもなしとしないという意見も当然あるわけでございまして、そういう趣旨から入れられたのか

なというふうにも思つたんですが、それならやはり期限を切つた形の方が多いんではないか。

ただ、この修正は、単に見直すだけであつて、そのまますつと、先ほど廃止法案を出しますというような話もあつたんですけど、やはりちょっと中途半端だなというような感じがするんですが、この点はいかがでしょうか。

○衆議院議員(上田勇君) 本法案と憲法との関係についてでありますけれども、私どもはこの法案

は、無差別大量殺人行為を行つて、依然としてその危険な要素を保持しているという団体に限定していることや、また、処分の決定につきまして中立公正な手続を定めていることから考へまして、そうした憲法上の問題はもとよりないというふうに考へているところでございますけれども、今回この修正によりまして、今回のこの法案の立法の趣旨がより一層明確になつたというふうに考へておりますし、また、手続においても適正な運用がより一層確保できるものになつたというふうに認識しているところであります。

なお、五年ごとの見直し規定についてであります。これは本法案があくまで緊急特例的な措置ではあるということをより明確にするために、その規定を設けたというふうに考へております。

○魚住裕一郎君 先生にもお聞きしたかったんですねけれども、ちょっと私の時間がなくなつてしましましたので。

次に、特定破産法人の特別措置法についてお聞きしたいんです。

これは、被害者救済ということで大事なことだ

なというふうに思つております。本来、國で被害者救済の制度をきつちり充実させるべきだとは思ひます。

ただ、現状を考へますと、この法律に該當する

団体というのはオウム真理教しかないと考へます。

ただ、現状を考へますと、この法律に該當する

団体というのはオウム真理教しかないと考へます。

ただ、現状を考へますと、この法律に該當する

団体というのはオウム真理教しかないと考へます。

けでありまして、この趣旨はどういうことなんですか。

○衆議院議員(上田勇君) 否認権の時効に特例措置を設けているのは、今委員の御指摘のとおりでございますが、この趣旨は、特定破産法人の場合には、現在のオウム真理教の破産手続においても見られますように、危険な団体を破産宣告後も存続させるために組織的かつ巧妙に資産の流出、隠匿行為を行つ蓋然性が極めて高いことから、団体規制法によります観察処分が実施されまして、当該団体及びその関係者の状況が相当程度解明されない限り、事実上はこの否認権を行使するということは困難であり、そのような状況を考えますと、この否認権の時効を進行させることとはやはり不適当ではないかというふうに考へた次第でございます。

仮に、破産宣告を受けてから二年が経過した後に、団体規制法によります観察処分を受けた特定破産法人について、もはや否認権を行使することができないというふうにしてしまいますと、権利行使することができないというふうにしてしまいますと、権利行使させるとする時効制度の趣旨に反し、著しく正義に反する結果をもたらすのではないかというふうに考へたところであります。

加えて、これはもつ委員御承知のことだというふうに思ひますが、そもそも否認権は破産という裁判上の手続を進行させるために破産管財人に付与された権能でございまして、その消滅時効も手続上の事柄に関する一定の期間制限にすぎないわけであります。実体法上の権利の得喪という効果をもたらすというものではないというふうに考へております。

それから、あともう一点ですが、今回こういう被害者救済のスキームをつくるわけでありますけれども、いろんな推定がなされるわけであります

が、破産後の新得財産あるいは個々の役員あるいは構成員の財産も文書上は及ぶわけですね、この推定が。ないこの証明といふか、ある意味では悪魔の証明に近いことを相手方にさせるというか

被害者救済のスキームをつくるわけでありますけれども、かなり思い切った立法だなというふうに思つてゐるところであります。

それから、あともう一点ですが、今回こういう被害者救済のスキームをつくるわけでありますけれども、かなり思い切った立法だなというふうに思つてゐるところであります。

次に、特定破産法人の特別措置法についてお聞きしたいんです。

これは、被害者救済ということで大事なことだ

なというふうに思つております。本来、國で被害者救済の制度をきつちり充実させるべきだとは思ひます。

ただ、現状を考へますと、この法律に該當する

団体というのはオウム真理教しかないと考へます。

ただ、現状を考へますと、この法律に該當する

団体というのはオウム真理教しかないと考へます。

ただ、現状を考へますと、この法律に該當する

団体というのはオウム真理教しかないと考へます。

ただ、現状を考へますと、この法律に該當する

団体というのはオウム真理教しかないと考へます。

ただ、現状を考へますと、この法律に該當する

○魚住裕一郎君 ただ、今のこの点について言えば、破産管財人が否認される行為の相手方を覺知したと否とを問わず、二年間行わないときは時効によって消滅する、大判昭和十二年七月九日民集十六卷千百四十五頁ページという、そういう判例があります。

ただ、それは完成したものであります。ただ、それは完成の

いうことによって行われるものであるということを考えております。

今度の法案によりますと、今度の一連の事件におきましては、被害者の方が無差別大量殺人行為によつて多大な被害を受けている中で、まだ十分な補償がなされていないということを考えたときに、一般のこれまでの、従来の法適用とは若干違う特例を設けておりますけれども、そのことの方が被害者の救済あるいは社会の正義にかなうものであるというふうに考えているところでござい

ます。

なお、やはり時効がもう既に成立しているから賠償責任がないというように規定してしまいますと、管財人の方あるいは衆議院、参議院の参考人でいろいろ御意見を伺つた中にも、今のオウム真理教においても、任意団体になつておりますけれども、かつて宗教法人オウム真理教から流出した財産を隠匿しているという疑いが非常に濃いということを考えますと、これを時効成立させることによって免責にするというのはむしろ被害者の方々に対する補償や今回の事件にかかわります社会正義を実現するという意味からは適当ではないので、時効の起算時点を変更させていただく特例の法律を提案させていただいたところでございます。

○魚住裕一郎君 あと一点だけ。

今回、いろんな調査結果を提供するというこの团体規制法でござりますけれども、そういうふうになっております。管財人もそうでしょうし、また地方公共団体にもなります。私のところにも、実は家庭の中で行方不明でどうもオウムに行つたらしいというような家族からの問い合わせがあつて、何とか調べてくれないかといふようなことがあるんですが、こういう点について問い合わせに応じるんでしょうか。つまり個人のプライバシー、それを除いてといふのはあるわけでござりますが、この点はいかがですか。大臣でもあるいは参考人でも結構ですが。

○委員長(風間赳君) 時間をオーバーしています

ので、簡潔に願います。

○政府参考人(但木敦一君) 本法三十二条では、個人の秘密に関する事項というものは開示の対象から外れています。ただし、地方公共団体の要請の根拠が重大である場合には、もちろん均衡の問題がございますので、開示する場合もあるというふうに思っております。

○魚住裕一郎君 終わりります。

○橋本敦君 昨日、オウムが記者会見をいたしましたとして、サリンなど一連の事件について関与を認めだということは、そして同時に謝罪、被補償も表明したということは、一定の国民世論にも反映される方向として重要な一つの問題であったと思ふんです。しかし、それが果たしてどうなのかという問題が残ります。

例えは、オウム被害対策弁護団事務局長の小野弁護士は、「ただオウム関係者が事件にかかわったことを認めたにすぎず、心から反省したという評価はできない。」という受けとめ方をしていますし、できる限りの補償をすると言つても、補償ももちろん大事だが、なぜこのような殺人事件まで起こしたかという厳しい反省の上に立つて、具体的にどう補償するか示していないことは問題であるという指摘もしています。

そして、もう一つ重大なことは、何と言つても強大な権限を教団内で行使してきた現在の麻原被告が、この謝罪あるいは損害賠償というそのことを本当に認めているのかどうか、このことが明らかになつていないと、また国民から見れば重大な問題として残るのではないか、その点は私も重大な指摘だと思うんですが、本当に大事な問題です。

そして同時に、この問題については被害者の永岡会長は、オウム真理教家族の会、被害者の会の会長ですが、今後の行動はやはりきちんと監視していくことが大事だらうということを指摘された上で、こういったことについて、当面法律の適用ない、本当に謝罪と賠償をさせるということが大

事なのであって、今後の課題としてこれは大事だということとともに、反省をし、そしてオウムから離れようという意向を持つ信者に対するアフターケア、そういう点についてのケアも国としても責任を持つ必要があるとおっしゃっている、私もこれも当然だと思つんです。

今言つた松本被告との関係の問題が明らかにされていないことや、さらには教義のために殺人も肯定するということで問題になつたヴァジラヤーの問題については一言も触れていないということも問題として残ることも事実ですね。

しかし、私たちは本当に真剣に反省するなら、そしてそのことが実際に示されるなら、そしてそのことが同時に被害者の皆さんや国民に対し、地域住民に対し、安心を与えていくという方向に行くなら、これは一定の方向だということでよく見ていかなきやならぬという面も考えています。

○國務大臣(白井日出男君) 今、委員御指摘をいたしましたオウム真理教の昨日の発表、表明でございますが、オウム真理教が一連の事件等につきまして謝罪をした旨、報道があつたことは承知をいたしておりますが、その謝罪なるものの内容を見ますと、委員先ほど冒頭にお話しさをいたしましたとおり、地下鉄サリン事件等一連の刑事事件がその判決等により、麻原彰晃こと松本智津夫を首謀者とし同人が唱える危険な教義に基づいて教団の組織として行われた事件であることが明瞭であるにもかかわらず、これを認めず、單に教団の一部の者が関与したにすぎないとするなど、本当に反省陳謝していると評価することは到底できないものと、こう考えております。また、

同時に、今私がお話ししたように、このことが

一つの契機になつて本当に反省をし謝罪をし賠償

を具体的にやるなら、それはそれとして評価をし

ていかなきやならぬ、一步前進ということになればそれはまたそれとして評価すべきだと思ってお

りますが、これからはその課題として見ていく必要がある点については、私もそう思つております。

○橋本敦君 今後とも国民の立場で厳しく検討し

ていく必要があると、そういう点については私どもも見守つていかなくちやならぬというよう思つています。

○國務大臣(白井日出男君) 今、委員御指摘をいたしましたオウム真理教の昨日の発表、表明でございますが、オウム真理教が一連の事件等につきまして謝罪をした旨、報道があつたことは承知

をいたしておりますが、その謝罪なるものの内容

を見ますと、委員先ほど冒頭にお話しさをいた

きましたとおり、地下鉄サリン事件等一連の刑

事事件がその判決等により、麻原彰晃こと松本智

津夫を首謀者とし同人が唱える危険な教義に基づいて教団の組織として行われた事件であることが明

らかであるにもかかわらず、これを認めず、單

に教団の一部の者が関与したにすぎないとするな

ど、本当に反省陳謝していると評価することは

到底できないものと、こう考えております。また、

被害の弁償の表明につきましても、その内容に具

体性がございません。これを現実のものとする意

ます。

○橋本敦君 そこで問題が次に出てくるわけです

が、衆議院においては、「例えサリンを使用するなどして」と文言の修正も行われました。また、十年以前に無差別大量殺人行為をやつたという、

それは除外するということも行されました。このような修正によつても、今大臣御答弁のとおり、政府案、法案そのものとしては法律構造上、法律要件上オウムに限定されない、そういうことはこれは免れないということは修正提案者も御同意なさつてある問題でしようか。

○衆議院議員(北村哲男君) その点につきましては橋本委員御指摘のとおりでございます。

私どもは政府原案がある程度限定をしてこられたことに対し、さらにこの修正を求めるによつて、完全にということではないんですが、限りなく限定をしていこうという趣旨で、今の御指摘のサリンを使うなど、あるいは過去十年、さらには後に恐らくなるだろう、期限を切つて五年ごとに廃止を含めてやるというふうに、それを閉じ込めてしまうという意味で限りなくオウム真理教に限定するということを努力してみた結果でございます。

共産党さんもかなり苦労して、いかにそれに限るかということで、「サリン等」と、サリンを使つなどという限定を加えた、その団体というふうに限つておられますけれども、それでもやはり同等のものが出来ればそれ以外のものについても適用がある、これは法が抽象的、一般的にせざるを得ないといふ形式上やむを得ないものだと思つております。

○橋本教君 私どもの案にもお触れになりましたが、私どもの法案はもう過去にサリン等を発散させた大量無差別殺人行為を行つた団体といふように規定しておりますので、現実的に法律的にも明確だという考え方を持っておりますので、その点の御意見の相違はござりますけれどもね。

だから、基本的に法律要件としてはオウムに絞り切れていない、こういうことがありまして、その背景にはやっぱり破防法という問題があるわけです。民主党の方でも御努力なさつて破防法を使わないような立法ができないかということで、与党と修正の努力をなさつたと伺つておりますが、この点は与党としてはどうしても聞けないという

ことになつたわけでございます。

○衆議院議員(北村哲男君) なかなか難しい点で、私どもも当初はそのように政治目的と、あとはこのオウムは宗教団体であるということでもよつとずれているなという感じがあります。

しかし、例の公安審の決定でも政治目的という点を認定しておりますし、それから公安審の準司法的役割ということについてもやや評価する面があるということ等、それから政治目的という点でも、限定という意味は、そのほかの我々の求めた修正案を加えると限定目的の一つに加わるといふことを含めて、それはそこまでは追求できなかつたというのが実情でございます。

○橋本教君 いろいろ努力なさつたことは多と見ておるわけでございまして、そういう立場からお尋ねしておりますので、御理解をいただきたいと思つてます。

そこで、なぜこの問題に私が質問の重点を置くかというと、かねてから破防法それ自体が団体規制として民主的な団体の行動に対する権力の調査、介入、こういったことで重大な違憲立法だという考え方を持つておるものですから、破防法の援用ということについては厳しい対応ということを考えておるわけです。

次に、そこで官房長にお伺いしたいのであります。今回、この法案で、破防法と違つて公安調査厅あるいは公安調査官の権限が破防法以上に極めて強化をされた、こう考えざるを得ないと思っておるのですが、その点はどういう御理解をなさつておるでしょうか。

○政府参考人(但木敬一君) まず、破壊活動防止法上でございますが、公安調査官の権限といつしましては解散指定処分の請求権が認められております。また、公安調査官の権限といつしましては規制に関する任意の調査権限が認められております。

これに対応する規定は本法案にもございまして、公安調査官の権限として観察処分や再発防止処分を請求する権限が認められております。

また、公安調査官の権限といたしまして規制に関する任意の調査権限が認められております。

破防法になくて本法にだけある問題といつしましては、観察処分の実施として公安調査官に必要な調査を公安庁長官が命ずることができます。これによりまして、公安調査官が観察処分の実施としての調査をいたすことができる。それから、特に必要と認められるときは公安調査官に立入検査をさせることがあります。そのような権限が破防法上にはない権限として認められております。

○橋本教君 規制処分になりますと、これは破防法との関係では、公安調査官並びに規制処分といふことで、一層その権限が破防法以上に広範に拡大されたというのも事実ですね。

○政府参考人(但木敬一君) これは難しいお尋ねであります。処分権者はあくまでも公安審査委員会でございます。公安審査委員会は、破防法上は解散の指定あるいは活動の制限ができます。それが大きい権限だといえば大きい権限であると思います。

ただし、この法案では、観察処分あるいは各種の規制処分という破防法上にはない類型の処分を公安審査委員会が行つことができるとなつております。そういう意味では、公安審査委員会といつまして、そういう意味では、公安審査委員会といつまして申しますと新たな各種の処分権限が認められた、こういうことにならうかと思います。

○橋本教君 そこで、今指摘しましたように、私は、団体規制の解散指定処分と、この規定による本法案は関連するという意味で、憲法上の検討ということは極めて大事だと、こう思つてます。

第四条第一項で、この法案については「無差別大量殺人行為」、これについて、「実行に着手したことにも本法案は関連するという意味で、憲法上の検討」ということは極めて大事だと、こう思つてます。

これは、現実のオウム教団とは全く関係のない他の団体を想定した規定と考えてよろしいですか、官房長。

○政府参考人(但木敬一君) これは、むしろ法理の問題でありまして、無差別大量殺人行為といふのが例えば爆弾で行われた場合に、たまたま駅に仕掛けたけれども人がいなかつたというような場合、あるいは一人おられたという場合、それから多數おられた場合、その中で現に人が死んだか人が重傷でとどまつたかということは、公共の安危性を持っている団体の危険要素の増大を防ぐ、あるいは危険要素があるかないかきちんと活動を

つまり、非常に大きなことは、無差別に、つまり

限定なく多数の人が殺されるような状態が起き

た、そして将来起きる危険がある、そこが一番大

きな問題でありまして、したがいまして、法論理

上やつぱり未遂罪も入れざるを得ない。また、地

下鉄サリン、松本サリンでも多数の重傷者を出し

ておりますし、その人たちの問題は本法ではかか

わりがないとは言えないと考えております。

○橋本教君 地下鉄サリン事件はもう既遂で終わ

つているわけですから、「遂げないもの」という未

遂を入れると、ということについても乱用の危険性が

完璧に排除されたものではないというふうに私は

考へざるを得ないです。

さらに、最後の質問ですけれども、第五条の関

係でいいますと、綱領の問題まで出てきているわ

けでありますと、綱領の問題で暗示的に懲戒する

意味の構成要件も極めて不明でありますと、そいつ

た意味で、憲法規定を厳しく解釈すれば重要な

憲法上の問題が残る、こう考へておるんですが、

暗示的に殺人を勧めるという、暗示的にとはどう

いう意味で書かれたものなのでしょうか。最後の

質問になるかもしれません、明確にお答えください。

○政府参考人(但木敬一君) 宗教の教典あるいは

そういうものがオウム真理教の場合には一つの問

題としてあるわけございます。そういう宗教上

の言語が用いられている場合には、殺人をしろと

いうようなことが明示的に書かれていない。しかし

それをどういうふうに解釈するかについては、

他の部分で、例ええば麻原の説法その他で、綱領そ

のものは暗示的であっても、その解釈がどういう

ものであるかがむしろ他で補われて非常に危険な

要素となっている場合がございます。そういう場

合を考えているということであります。

○橋本教君 では終わりますが、憲法上の原則で

ある明白現実の危険性、この問題についてもこの

点は重大な疑義があるという憲法上の問題を指摘

して、質問を終わります。

○福島瑞穂君 社会民主党の福島瑞穂です。

今、橋本委員の方からもありましたが、参考人

の方たちからあつたのは、オウム真理教のみに適

用するのであればなぜ未遂が入っているのかとい

うことは参考人の中から質問がありました。

オウムのみにもし本当に適用するのであれば、

なぜこの法案で不特定かつ多数の殺人の未遂が入

っているのでしょうか。

○国務大臣(白井日出男君) 御承知のとおり、こ

の法案は、現に無差別大量殺人行為を行つた団体

が将来においてもその増大の危険性があるかもし

れない、こうした状況に対処するための法律でございまして、そういうことがあってはなりません

が、そうした団体があるのは何か公衆の場で事件

はその行為が多くの人たちを殺傷する状況の中で

行われたとすればその対象になるということを法

律上つけ加えているものであります。

○福島瑞穂君 私はそれはおかしいと思うんです

ね。今まで答弁の中で、オウムのみに適用されま

すというふうに明言をしていらっしゃいます。か

と思うと一転して、特に衆議院の場合は二転三転

した答弁がありましたし、この場に及んで未遂が

入っているのはそういう団体もあるからだという

ふうに答えると、一体どこに對して適用があ

ることすら私はミスリードのタイトルであるとい

ふうに思いますが、どちらなんですか。

○國務大臣(白井日出男君) あえて申し上げます

が、例えればオウムがということを差し入れても結

構でございます。

○福島瑞穂君 例えればオウムがあれば、オウム以外のものにも適用されることがあるわけです。

私はこの法律は違憲だと考へますので、オウムに

も適用されることについては問題があると思いま

す。しかし、この委員会の中で大臣がオウムのみ

に適用されると明言されたこともありますので、

適用に当たつてはくれぐれも慎重にしていただき

たいと思います。

昨日、ほかの委員の方からも質問がありました

謝罪の記者会見がありました。教団の一部の者の

行為であることは認めました。それから、松本智

津夫さんのことについていえば、仮に本人が認め

ているのであればそろそろあるという記者会見があ

りました。

私は、もちろん組織全体として行つたというふ

うに言つてもらえればいいですけれども、神奈川

県警、緒方靖夫さんの事件に関しては、警察官個

人がやつたのであって警察の一部がやつたという

ことは絶対に警察は今の段階でも認めておりませ

ん。それに比べれば、教団の一部がやつたという

ことを言うのはやはりこれは一步非常に前進した

記者会見であるというふうに思います。この謝罪

を受けて、どうですか。

○國務大臣(白井日出男君) 先ほどお答えをいた

しましたとおり、昨日のテレビ番組でオウム真理

教幹部の発言があつたということは承知をいたし

ております。しかしながら、地下鉄サリン事件等、

一連の事件が麻原彰晃こと松本智津夫を首謀者と

する教団による団体の犯行であるというものを認

めたものではございませんし、また殺人をも正当化

する危険な教義を廃棄する旨宣言したものでも

ございません。したがつて、同教団の危険性とい

うものはいささかの変化を生じるものとは考へて

おりません。本法案の必要性についての認識は全

く変わらないところでござります。

むしろ、昨日の教団の対応というものは、新し

い立法が対策として効果的であるということを裏

づけるものでございまして、法務省としては一刻

も早く立法を成立させていたくことを念願いた

して、いる次第でござります。

○國務大臣(白井日出男君) 私どもは、教団の懇

諒者である麻原彰晃こと松本智津夫に対する考

え方、あるいは殺人をも正当化しているような教団

の大変な問題でござりますので、政府全体としてし

た考え方を示すということがます必要であろう

かと思っております。

したがいまして、この法案自体は爾々と進める

一方、今委員お話しございました教団からの脱退

者の信者に対する対応というのは、極めてこれも

大切な問題でござりますので、政府全体としてし

た考え方を示すということがます必要であろう

かと思っております。

したがいまして、この法案自体は爾々と進める

一方、今委員お話しございました教団からの脱退

者の信者に対する対応というのは、極めてこれも

大切な問題でござりますので、政府全体としてし

た考え方を示すということがます必要であろう

ばかりおかしい。

私は、きのうの謝罪会見も踏まえて、この法律

行為であることは認めました。それから、松本智

津夫さんのことについていえば、仮に本人が認め

か慎重に判断してほしいと思いますが、いかがで

すか。

○國務大臣(白井日出男君) 当然のことながら、

謝罪の記者会見も踏まえて慎重に審議をいた

してまいります。

それらの客観情勢等も踏まえて慎重に審議をいた

してまいります。

○福島瑞穂君 やはり参考人の何人かの、武井さ

ん、浅野さん、それから三島さんの三人から、マイ

ンドコントロールをどうやって解いていくかとい

う話がありました。みんなから出たのはやはり法

案の実効性です。この法律が成立をして、オウム

を起したとおり、昨日のテレビ番組でオウム真理

教幹部の発言があつたということではなく、

私は、もう相手にしないことではなく、

対話を始める、マインドコントロールを解いていく、

意見が参考人の中から非常に出ました。

私は、もう対話をしていく、カルト対策などを必要ではないかとい

う話がありました。みんなから出たのはやはり法

案の実効性です。この法律が成立をして、オウム

を起したとおり、昨日のテレビ番組でオウム真理

教幹部の発言があつたということではなく、

私は、もう相手にしないことではなく、

対話を始める、マインドコントロールを解いていく、

意見が参考人の中から非常に出ました。

私は、もう対話をしていく、カルト対策などを必要ではないかとい

う話がありました。みんなから出たのはやはり法

案の実効性です。この法律が成立をして、オウム

を起したとおり、昨日のテレビ番組でオウム真理

教幹部の発言があつたということではなく、

あれば仕方ない旨発言があつたと思います。私は、そういうことも踏まえて、もう相手にしないといふことではなく、ぜひ最大限の努力、権力的作用だけではなく、やってほしいと思います。

先ほど魚住委員の方からもありましたが、私も端的に聞きたいのは、オウム真理教が現在不特定かつ多数の殺人をするおそれがあるかということについてお聞きしたいと思います。

○国務大臣(白井日出男君) 先ほど来お答えをいたしておりますけれども、オウム真理教は、麻原彰晃こと松本智津夫に対する絶対帰依や殺人をも正当化する危険な教義を依然として維持しております。地下鉄サリン事件、松本サリン事件両事件等につきまして、麻原が首謀者となつて行つた教団ぐるみの犯行であることを認めるということをなく、被害者や一般社会に真摯な謝罪もしていないというこのみならず、サリン製造やサリンブランケット製造、自動小銃密造に関与したことによつて逮捕された約五十人のうち、保釈あるいは刑期満了したために出でまいりました約十人が同教団に復帰したことなどから、同教団は依然として危険な要素を保持しているものと考えております。

○福島瑞穂君 団体の一部が行つた行為であるということは認めていますね。

それから、破防法のことで、一九九七年一月三十一日、公安審査委員会は請求棄却の決定をなしましたことは有名なことです。「証拠をもつてしては、本団体が、今後ある程度近接した時期に、継続又は反覆して暴力主義的破壊活動に及ぶ明らかなおそれがあると認めるに足りるだけの十分な理由がある」と認めることはできない」と認定をしました。

私がこの法案で一番危惧するのは、教義がどうたらこうたら、かつてやったことがあるからどうたらこうたら、それを維持しているからどうたらこうたら、反省していないからどうたらこうたら、そういうことが出てくるのであって、現在及び将来の危険の明示的なものが全然示されないんで

○福島瑞穂君 かつて行った犯罪、それについては、逮捕され、公判が開始され、司法手続が進んでおります。それで十分です。人間は、ある罪行行為を行った疑いがあるなど、ことで逮捕され、裁判が行われているわけで、過去において何かをやつた人間がいれば即、危険性があるというふうになれば、それは犯罪概念を全く変えてしまうのです。私は、この法務委員会で何回聞いても、現在及び将来の危険ということについて非常に漠然とした教義の話とか、教義を廃棄していないといつた話しか聞けないということにこの法案の違憲性が出ていると思います。

もちろん、信教の自由のために頑張りたいとも思います。しかし、問題は信教の自由だけではありません。結社の自由や思想、信条の自由、居住の自由、プライバシー権の自由、たくさんの人権がこの法律の制限の対象となっています。この真理を探るのをどんなに言つても、教義がどうのこうのということが本日においても出てこないということについて、私は本当に安全というふうに思います。では次に、ちょっと手続き的なことをお聞きしたいと思います。この法案での手続がちょっとよくわからぬもので、教えてください。

例えは証拠書類は、これは贋写され、教団あるいは、教団とは限らない、証拠書類は団体あるいはその代理人に対しても贋写され交付をされるのでしょうか。その手続は保証されますか。

○政府参考人(但木敬一君) 破防法ではそういう規定がございますけれども、本法ではそういう規定はございませんので、相手方に証拠書類を贋写あるいは聞取させるということは本法上規定されおりません。したがって、行われないということがあります。

○福島瑞穂君 いや、それはもう本当に重大な問題で、証拠書類が出るからこそ何に基づいて判断したのかという反論ができます。ここには弁護士の北村先生もいらっしゃるのでちょっと考えていただきたいんですが、証拠書類を見なかつたら、何に基づいて判断したのか、そもそも攻撃防御が

大臣、証拠書類をきちっと謄写して交付するようお願いしたいんですが、いかがですか。○國務大臣(臼井日出男君) 今、参考人からお話をしましたとおり、この法律自体はいわゆる行政法でございまして、直接強制力も極めて弱い、こういう法律でもございますので、私はその必要はないと思います。

○福島瑞穂君 いえ、破防法よりも強力な法律です。現在及び将来の危険が極めて漠然として、基本的人権の制限ができるわけですから、証拠書類を相手に交付しない破防法よりもやっぱりひとつのことなので、その点はなおさら違憲の疑いが強いというふうに思っています。その点については今後もずっと追及していきたいというふうに思います。

意見聴取、これは一回のみに限らないのでしょうか。

○政府参考人(但木敬一君) 法律上は回数とかなんとかの規定はございませんので、一回あるいは二回でない場合も法律上は可能であります。

○福島瑞穂君 証拠書類を一切もらわないで、場合によっては一回で終わるということは、結局、問答無用ということです。私たちは、証拠書類を見てそれにこう反論しようとか、そういうことができるのですが、何に基づいてやつたかわからなくて一回きりだったら、本当に江戸時代のお白州じゃないでけれども問答無用状態になります。

○国務大臣(臼井日出男君) そのことは公安審査委員会に属することございますが、適正な判断をしていただけるものと思います。

○福島瑞穂君 破防法よりもひどい適用がなされ

ないよう、それは今後も監視をしていただきたいと
いうふうに思います。

○観察処分、再発防止処分の条文、それぞれに対
して何なのかというのよくわからないんです
が、例えば五条の一項二号の「全部又は一部」とい
う条文になつております。その一部が構成員であ
ること、「一部が」とありますか、この「一部」と
いうのはどの程度のことを考えいらっしゃるの
でしょうか。政府参考人でももちろん結構です。

○政府参考人(但木敬一君) 一項二号についてで
すね。「無差別大量殺人行為に関与した者の全部
又は一部が当該団体の役職員又は構成員であるこ
と」、これは「関与した者の全部又は一部」の「一
部」について、それは何人ぐらいのことを想定し
ているかという趣旨でございましょうか。

○福島瑞穂君 はい。

○政府参考人(但木敬一君) もちろん、理論的に
は一人であつても一部であります。ただ、一部とい
う言ひ方は、必ずしも一人ということを念頭に
置いた言葉違ひではないというふうに思つております。

○福島瑞穂君 もう時間ですから終わりますが、
非常に不十分な時間の中でも適性ということが
大変出てきたというふうに思つています。

○橋本瑞穂君 もう立証を一体どうやって
やるのかというふうにも思ひます。その人間が構
成員なのかどうなのかということをやるために
は、東京新聞が十一月二十五日に書いているよう
に、公安調査庁がかなりいろんな団体に入り込ま
ない限り、構成員なのか役職員なのか、その人が
法律が将来よりプライバシーを侵害するおそれ
があるということもつけ加えて、私の質問を終わ
ります。

○平野貞夫君 法務大臣にお尋ねいたします。
政府案、この閣法二号と破防法の関係でござい
ますが、公安審査会とか公安調査庁の権限などを
新設している内容になつておるんですが、破防法
の特例法というふうに認識してよろしいかどうか
が、お答え願います。

○國務大臣(白井日出男君) 破防活動防止法によ
る解散指定処分等は、団体の活動として暴力主義
的破壊活動を行つた団体につきまして、継続また
は反復して将来さらに団体の活動として暴力主義
的破壊活動を行つて明らかなおそれがあると認めら
れた場合に、そのおそれを除去するために行うこ
とができるとされております。

これに対しまして本法案は、オウム真理教を念
頭に置きまして、無差別大量殺人行為が暴力主義
的破壊活動のうちでも治安の根幹をも揺るがしか
ねない極めて危険な行為でありまして、再発を防
止することが困難で反復性が強いという特性を有
することにかんがみまして、過去に無差別大量殺
人行為を行いつつ現在も危険な要素を保持してい
る団体に対し、その危険性の程度を把握するため
の観察処分及び再発を防止するための再発防止処
分を行うことができるという破壊活動防止法の規
制とは異なる手法による新たな団体規制の仕組み
を設けるものでござります。

そのため、本法案による公安審査委員会や公安
調査庁の権限等についても破防法とは異なる新た
な団体規制の仕組みに対応したものとなつております。

○平野貞夫君 るる御説明がありましたが、わ
かりやすく言ひれば、破防法ではおさまらぬから特別
なものをつくるというふうに理解いたします。

○橋本敦君 共産党の発議者にお尋ねしますが、このサリン
等防止法改正案、參法五号ですが、これは政府案
と対案関係にあるといふに認識してよろしく
うございましょうか。

○橋本敦君 今の御質問についてお答えをいたし
ます。が、率直に參法五号、共産党案に対する私の感想
といいますか印象を数点申し上げますので、簡略
にまとめて御所見をいただきたいと思います。

第一点ですが、今必要なのは、手段のいかんを
問わず無差別大量殺人行為を行う団体をどう防止
し規制するかという問題だと思います。

共産党案は、原因行為をサリンの散布に限定す
る一方で無差別大量殺人を防止すべきだというこ
とで、無差別殺人行為はサリンだけだということ
あるわけでございますから、無差別殺人というも
のの特例法というふうに認識してよろしいかどうか
が、お答え願います。

九五年に制定されましたサリンの製造、発散など
を厳しく取り締まる、そのために全会一致で成
立させたサリン防歟法がございますから、これを
改正して、サリンによる凶悪な無差別殺人行為を
犯したオウム集団に特定して適用して、そしてさ
らに既存の暴対法の手法に準拠してサリン犯罪を
防止するという、その目的を遂げることが最も適
切であると考えているわけですが、一般に過
去に無差別大量殺人行為を行つた団体に対する対
応の問題から見れば、オウム対策と
いう意味からいましても、オウム対策と
いう同一事項に関する両案ということになります
から、その点で私どもの案は政府案に対する対案
という考え方で提出させていただいております。

○平野貞夫君 団体規制という観点から見れば、
破防法を補完する内容じゃございませんか、共産
党案も。

○橋本敦君 団体規制という点からという御指摘
がございましたが、私どもの案は、提案理由説明
でも申し上げましたように、團体規制そのものが
破防法で言うような目的ではなくて、私どもとし
ては、団体の危険な行動を具体的に防止し、そし
てそれを規制するという行為に着目をして暴対法
の適用を準用している、こういうことでございま
すので、そういう点では基本的に違ひがあるとい
うことでござります。

○平野貞夫君 橋本先生の御主張はわかりました
が、率直に參法五号、共産党案に対する私の感想
といいますか印象を数点申し上げますので、簡略
にまとめて御所見をいただきたいと思います。

第一点ですが、今必要なのは、手段のいかんを
問わず無差別大量殺人行為を行う団体をどう防止
し規制するかという問題だと思います。

共産党案は、原因行為をサリンの散布に限定す
る一方で無差別大量殺人を防止すべきだというこ
とで、無差別殺人行為はサリンだけだということ
あるわけでございますから、無差別殺人というも
のの特例法というふうに認識してよろしいかどうか
が、お答え願います。

○平野貞夫君 法務大臣にお尋ねいたします。
破防法を援用する政府案に対しまして、日本共
産党案は、現在のオウム集団の状況に照らし、関
係住民の要望にもこたえるオウム対策としては、
あります。

○橋本敦君 今の御質問についてお答えをいたし
ます。が、御指摘のとおり、我が党案は政府案に對
する対案として提出をさせていただいたものであります。

○平野貞夫君 法務大臣にお尋ねいたします。
破防法を援用する政府案に対しまして、日本共
産党案は、現在のオウム集団の状況に照らし、関
係住民の要望にもこたえるオウム対策としては、
あります。

○橋本敦君 今の御質問についてお答えをいたし
ます。が、御指摘のとおり、我が党案は政府案に對
する対案として提出をさせていただいたものであります。

○平野貞夫君 法務大臣にお尋ねいたします。
破防法を援用する政府案に対しまして、日本共
産党案は、現在のオウム集団の状況に照らし、関
係住民の要望にもこたえるオウム対策としては、
あります。

○橋本敦君 今の御質問についてお答えをいたし
ます。が、御指摘のとおり、我が党案は政府案に對
する対案として提出をさせていただいたものであります。

○平野貞夫君 法務大臣にお尋ねいたします。
破防法を援用する政府案に対しまして、日本共
産党案は、現在のオウム集団の状況に照らし、関
係住民の要望にもこたえるオウム対策としては、
あります。

○橋本敦君 今の御質問についてお答えをいたし
ます。が、御指摘のとおり、我が党案は政府案に對
する対案として提出をさせていただいたものであります。

○平野貞夫君 法務大臣にお尋ねいたします。
破防法を援用する政府案に対しまして、日本共
産党案は、現在のオウム集団の状況に照らし、関
係住民の要望にもこたえるオウム対策としては、
あります。

○橋本敦君 今の御質問についてお答えをいたし
ます。が、御指摘のとおり、我が党案は政府案に對
する対案として提出をさせていただいたものであります。

○平野貞夫君 法務大臣にお尋ねいたします。
破防法を援用する政府案に対しまして、日本共
産党案は、現在のオウム集団の状況に照らし、関
係住民の要望にもこたえるオウム対策としては、
あります。

○橋本敦君 今の御質問についてお答えをいたし
ます。が、御指摘のとおり、我が党案は政府案に對
する対案として提出をさせていただいたものであります。

○平野貞夫君 法務大臣にお尋ねいたします。
破防法を援用する政府案に対しまして、日本共
産党案は、現在のオウム集団の状況に照らし、関
係住民の要望にもこたえるオウム対策としては、
あります。

○橋本敦君 今の御質問についてお答えをいたし
ます。が、御指摘のとおり、我が党案は政府案に對
する対案として提出をさせていただいたものであります。

○平野貞夫君 法務大臣にお尋ねいたします。
破防法を援用する政府案に対しまして、日本共
産党案は、現在のオウム集団の状況に照らし、関
係住民の要望にもこたえるオウム対策としては、
あります。

○橋本敦君 今の御質問についてお答えをいたし
ます。が、御指摘のとおり、我が党案は政府案に對
する対案として提出をさせていただいたものであります。

○平野貞夫君 法務大臣にお尋ねいたします。
破防法を援用する政府案に対しまして、日本共
産党案は、現在のオウム集団の状況に照らし、関
係住民の要望にもこたえるオウム対策としては、
あります。

○橋本敦君 今の御質問についてお答えをいたし
ます。が、御指摘のとおり、我が党案は政府案に對
する対案として提出をさせていただいたものであります。

○平野貞夫君 法務大臣にお尋ねいたします。
破防法を援用する政府案に対しまして、日本共
産党案は、現在のオウム集団の状況に照らし、関
係住民の要望にもこたえるオウム対策としては、
あります。

○橋本敦君 今の御質問についてお答えをいたし
ます。が、御指摘のとおり、我が党案は政府案に對
する対案として提出をさせていただいたものであります。

○平野貞夫君 法務大臣にお尋ねいたします。
破防法を援用する政府案に対しまして、日本共
産党案は、現在のオウム集団の状況に照らし、関
係住民の要望にもこたえるオウム対策としては、
あります。

○橋本敦君 今の御質問についてお答えをいたし
ます。が、御指摘のとおり、我が党案は政府案に對
する対案として提出をさせていただいたものであります。

○平野貞夫君 法務大臣にお尋ねいたします。
破防法を援用する政府案に対しまして、日本共
産党案は、現在のオウム集団の状況に照らし、関
係住民の要望にもこたえるオウム対策としては、
あります。

○橋本敦君 今の御質問についてお答えをいたし
ます。が、御指摘のとおり、我が党案は政府案に對
する対案として提出をさせていただいたものであります。

○平野貞夫君 法務大臣にお尋ねいたします。
破防法を援用する政府案に対しまして、日本共
産党案は、現在のオウム集団の状況に照らし、関
係住民の要望にもこたえるオウム対策としては、
あります。

○橋本敦君 今の御質問についてお答えをいたし
ます。が、御指摘のとおり、我が党案は政府案に對
する対案として提出をさせていただいたものであります。

○平野貞夫君 法務大臣にお尋ねいたします。
破防法を援用する政府案に対しまして、日本共
産党案は、現在のオウム集団の状況に照らし、関
係住民の要望にもこたえるオウム対策としては、
あります。

○橋本敦君 今の御質問についてお答えをいたし
ます。が、御指摘のとおり、我が党案は政府案に對
する対案として提出をさせていただいたものであります。

○平野貞夫君 法務大臣にお尋ねいたします。
破防法を援用する政府案に対しまして、日本共
産党案は、現在のオウム集団の状況に照らし、関
係住民の要望にもこたえるオウム対策としては、
あります。

○橋本敦君 今の御質問についてお答えをいたし
ます。が、御指摘のとおり、我が党案は政府案に對
する対案として提出をさせていただいたものであります。

○平野貞夫君 法務大臣にお尋ねいたします。
破防法を援用する政府案に対しまして、日本共
産党案は、現在のオウム集団の状況に照らし、関
係住民の要望にもこたえるオウム対策としては、
あります。

○橋本敦君 今の御質問についてお答えをいたし
ます。が、御指摘のとおり、我が党案は政府案に對
する対案として提出をさせていただいたものであります。

○平野貞夫君 法務大臣にお尋ねいたします。
破防法を援用する政府案に対しまして、日本共
産党案は、現在のオウム集団の状況に照らし、関
係住民の要望にもこたえるオウム対策としては、
あります。

○橋本敦君 今の御質問についてお答えをいたし
ます。が、御指摘のとおり、我が党案は政府案に對
する対案として提出をさせていただいたものであります。

○平野貞夫君 法務大臣にお尋ねいたします。
破防法を援用する政府案に対しまして、日本共
産党案は、現在のオウム集団の状況に照らし、関
係住民の要望にもこたえるオウム対策としては、
あります。

○橋本敦君 今の御質問についてお答えをいたし
ます。が、御指摘のとおり、我が党案は政府案に對
する対案として提出をさせていただいたものであります。

○平野貞夫君 法務大臣にお尋ねいたします。
破防法を援用する政府案に対しまして、日本共
産党案は、現在のオウム集団の状況に照らし、関
係住民の要望にもこたえるオウム対策としては、
あります。

○橋本敦君 今の御質問についてお答えをいたし
ます。が、御指摘のとおり、我が党案は政府案に對
する対案として提出をさせていただいたものであります。

○平野貞夫君 法務大臣にお尋ねいたします。
破防法を援用する政府案に対しまして、日本共
産党案は、現在のオウム集団の状況に照らし、関
係住民の要望にもこたえるオウム対策としては、
あります。

○橋本敦君 今の御質問についてお答えをいたし
ます。が、御指摘のとおり、我が党案は政府案に對
する対案として提出をさせていただいたものであります。

○平野貞夫君 法務大臣にお尋ねいたします。
破防法を援用する政府案に対しまして、日本共
産党案は、現在のオウム集団の状況に照らし、関
係住民の要望にもこたえるオウム対策としては、
あります。

○橋本敦君 今の御質問についてお答えをいたし
ます。が、御指摘のとおり、我が党案は政府案に對
する対案として提出をさせていただいたものであります。

○平野貞夫君 法務大臣にお尋ねいたします。
破防法を援用する政府案に対しまして、日本共
産党案は、現在のオウム集団の状況に照らし、関
係住民の要望にもこたえるオウム対策としては、
あります。

○橋本敦君 今の御質問についてお答えをいたし
ます。が、御指摘のとおり、我が党案は政府案に對
する対案として提出をさせていただいたものであります。

○平野貞夫君 法務大臣にお尋ねいたします。
破防法を援用する政府案に対しまして、日本共
産党案は、現在のオウム集団の状況に照らし、関
係住民の要望にもこたえるオウム対策としては、
あります。

○橋本敦君 今の御質問についてお答えをいたし
ます。が、御指摘のとおり、我が党案は政府案に對
する対案として提出をさせていただいたものであります。

○平野貞夫君 法務大臣にお尋ねいたします。
破防法を援用する政府案に対しまして、日本共
産党案は、現在のオウム集団の状況に照らし、関
係住民の要望にもこたえるオウム対策としては、
あります。

○橋本敦君 今の御質問についてお答えをいたし
ます。が、御指摘のとおり、我が党案は政府案に對
する対案として提出をさせていただいたものであります。

○平野貞夫君 法務大臣にお尋ねいたします。
破防法を援用する政府案に対しまして、日本共
産党案は、現在のオウム集団の状況に照らし、関
係住民の要望にもこたえるオウム対策としては、
あります。

○橋本敦君 今の御質問についてお答えをいたし
ます。が、御指摘のとおり、我が党案は政府案に對
する対案として提出をさせていただいたものであります。

○平野貞夫君 法務大臣にお尋ねいたします。
破防法を援用する政府案に対しまして、日本共
産党案は、現在のオウム集団の状況に照らし、関
係住民の要望にもこたえるオウム対策としては、
あります。

○橋本敦君 今の御質問についてお答えをいたし
ます。が、御指摘のとおり、我が党案は政府案に對
する対案として提出をさせていただいたものであります。

○平野貞夫君 法務大臣にお尋ねいたします。
破防法を援用する政府案に対しまして、日本共
産党案は、現在のオウム集団の状況に照らし、関
係住民の要望にもこたえるオウム対策としては、
あります。

○橋本敦君 今の御質問についてお答えをいたし
ます。が、御指摘のとおり、我が党案は政府案に對
する対案として提出をさせていただいたものであります。

○平野貞夫君 法務大臣にお尋ねいたします。
破防法を援用する政府案に対しまして、日本共
産党案は、現在のオウム集団の状況に照らし、関
係住民の要望にもこたえるオウム対策としては、
あります。

○橋本敦君 今の御質問についてお答えをいたし
ます。が、御指摘のとおり、我が党案は政府案に對
する対案として提出をさせていただいたものであります。

○平野貞夫君 法務大臣にお尋ねいたします。
破防法を援用する政府案に対しまして、日本共
産党案は、現在のオウム集団の状況に照らし、関
係住民の要望にもこたえるオウム対策としては、
あります。

○橋本敦君 今の御質問についてお答えをいたし
ます。が、御指摘のとおり、我が党案は政府案に對
する対案として提出をさせていただいたものであります。

○平野貞夫君 法務大臣にお尋ねいたします。
破防法を援用する政府案に対しまして、日本共
産党案は、現在のオウム集団の状況に照らし、関
係住民の要望にもこたえるオウム対策としては、
あります。

○橋本敦君 今の御質問についてお答えをいたし
ます。が、御指摘のとおり、我が党案は政府案に對
する対案として提出をさせていただいたものであります。

○平野貞夫君 法務大臣にお尋ねいたします。
破防法を援用する政府案に対しまして、日本共
産党案は、現在のオウム集団の状況に照らし、関
係住民の要望にもこたえるオウム対策としては、
あります。

○橋本敦君 今の御質問についてお答えをいたし
ます。が、御指摘のとおり、我が党案は政府案に對
する対案として提出をさせていただいたものであります。

○平野貞夫君 法務大臣にお尋ねいたします。
破防法を援用する政府案に対しまして、日本共
産党案は、現在のオウム集団の状況に照らし、関
係住民の要望にもこたえるオウム対策としては、
あります。

○橋本敦君 今の御質問についてお答えをいたし
ます。が、御指摘のとおり、我が党案は政府案に對
する対案として提出をさせていただいたものであります。

○平野貞夫君 法務大臣にお尋ねいたします。
破防法を援用する政府案に対しまして、日本共
産党案は、現在のオウム集団の状況に照らし、関
係住民の要望にもこたえるオウム対策としては、
あります。

○橋本敦君 今の御質問についてお答えをいたし
ます。が、御指摘のとおり、我が党案は政府案に對
する対案として提出をさせていただいたものであります。

○平野貞夫君 法務大臣にお尋ねいたします。
破防法を援用する政府案に対しまして、日本共
産党案は、現在のオウム集団の状況に照らし、関
係住民の要望にもこたえるオウム対策としては、
あります。

○橋本敦君 今の御質問についてお答えをいたし
ます。が、御指摘のとおり、我が党案は政府案に對
する対案として提出をさせていただいたものであります。

○平野貞夫君 法務大臣にお尋ねいたします。
破防法を援用する政府案に対しまして、日本共
産党案は、現在のオウム集団の状況に照らし、関
係住民の要望にもこたえるオウム対策としては、
あります。

○橋本敦君 今の御質問についてお答えをいたし
ます。が、御指摘のとおり、我が党案は政府案に對
する対案として提出をさせていただいたものであります。

○平野貞夫君 法務大臣にお尋ねいたします。
破防法を援用する政府案に対しまして、日本共
産党案は、現在のオウム集団の状況に照らし、関
係住民の要望にもこたえるオウム対策としては、
あります。

○橋本敦君 今の御質問についてお答えをいたし
ます。が、御指摘のとおり、我が党案は政府案に對
する対案として提出をさせていただいたものであります。

○平野貞夫君 法務大臣にお尋ねいたします。
破防法を援用する政府案に対しまして、日本共
産党案は、現在のオウム集団の状況に照らし、関
係住民の要望にもこたえるオウム対策としては、
あります。

○橋本敦君 今の御質問についてお答えをいたし
ます。が、御指摘のとおり、我が党案は政府案に對
する対案として提出をさせていただいたものであります。

○平野貞夫君 法務大臣にお尋ねいたします。
破防法を援用する政府案に対しまして、日本共
産党案は、現在のオウム集団の状況に照らし、関
係住民の要望にもこたえるオウム対策としては、
あります。

○橋本敦君 今の御質問についてお答えをいたし
ます。が、御指摘のとおり、我が党案は政府案に對
する対案として提出をさせていただいたものであります。

○平野貞夫君 法務大臣にお尋ねいたします。
破防法を援用する政府案に対しまして、日本共
産党案は、現在のオウム集団の状況に照らし、関
係住民の要望にもこたえるオウム対策としては、
あります。

○橋本敦君 今の御質問についてお答えをいたし
ます。が、御指摘のとおり、我が党案は政府案に對
する対案として提出をさせていただいたものであります。

○平野貞夫君 法務大臣にお尋ねいたします。
破防法を援用する政府案に対しまして、日本共
産党案は、現在のオウム集団の状況に照らし、関
係住民の要望にもこたえるオウム対策としては、
あります。

○橋本敦君 今の御質問についてお答えをいたし
ます。が、御指摘のとおり、我が党案は政府案に對
する対案として提出をさせていただいたものであります。

○平野貞夫君 法務大臣にお尋ねいたします。
破防法を援用する政府案に対しまして、日本共
産党案は、現在のオウム集団の状況に照らし、関
係住民の要望にもこたえるオウム対策としては、
あります。

○橋本敦君 今の御質問についてお答えをいたし
ます。が、御指摘のとおり、我が党案は政府案に對
する対案として提出をさせていただいたものであります。

○平野貞夫君 法務大臣にお尋ねいたします。
破防法を援用する政府案に対しまして、日本共
産党案は、現在のオウム集団の状況に照らし、関
係住民の要望にもこたえるオウム対策としては、
あります。

○橋本敦君 今の御質問についてお答えをいたし
ます。が、御指摘のとおり、我が党案は政府案に對
する対案として提出をさせていただいたものであります。

○平野貞夫君 法務大臣にお尋ねいたします。
破防法を援用する政府案に対しまして、日本共
産党案は、現在のオウム集団の状況に照らし、関
係住民の要望にもこたえるオウム対策としては、
あります。

○橋本敦君 今の御質問についてお答えをいたし
ます。が、御指摘のとおり、我が党案は政府案に對
する対案として提出をさせて

ば、私は非常に理解できない。

こういう率直な印象、感想を持つわけでござりますが、時間が二十分しかありませんので、簡単に御所見を聞きたいと思います。

○橋本教君 簡単に答えることが難しい御質問をたくさんいたいたんですが、まず第一の破防法を使いだと、こうおっしゃいますが、好き嫌いじゃなくて、破防法自体を私どもは憲法違反の法だ、法体系だ、こう考えておりますから、オウムに対する規制あるいは犯罪防止という点でも、破防法を使わないで住民の期待にこたえてやれる方法ということで検討したということでございます。

そういう意味で、先ほどおっしゃいました、それじゃ警察を使うということはどうか、こういう問題になつてまいります。公安委員会の判断といふことが、確かに今御指摘があつたように、準司法機関でないという御指摘もその意味で一つの御指摘かと思って伺っております。

この公安委員会について、私どもは政策的には準司法機関に近い構成と判断ができるような改革が必要であるということを一応チェックをする現在はそうなつておりますので、それは仕方がないので、今後の課題でございますけれども、公安委員会の判断ということで、不服申立てができるということと同時に、不不服申立てができるということを設けておりますので、その点のバランスはとれるかと思っておるわけでございます。

それからもう一つ、私どもの方は政府案と違いまして警察法二十三条の規定に基づきまして、暴力団対策は刑事警察の所管でございますから、そういう意味で、私どもはこのオウム集団というのは暴力団以上に極めて危険な、極めて悪質な暴力団だというように規定して、単なる宗教団体と見れないという側面も持っておりますので、そういう意味で刑事警察をこの任に当たらせる、ということは適切と考えました。

ただし、委員御指摘のように、警察については、総方事件もあり、神奈川県警事件もあり、現実に重大な反省をしていただいて、そして国民の立場

に立つて公益的立場で仕事をしていただかなきや

ならぬ、こう考えております。

最後に、この日本共産党案でいくならば警察国家になるのではないかという御指摘でございまし

たが、私は政府案こそ、破防法を援用しながら危険な民主的な運動に対する規制を一層広め、権限を強化して、そういう意味では危険な監視体制がつくられるのではないか。警察国家になるというようなことを私どもは決して考えておりませんといふことでございます。

○平野貞夫君 要するに、共産党案の立法構成といいますか、それはやっぱり破防法に対する、私らから言えばねじれたとらえ方、共産党さんの方から言わせればそれは違憲の法律だという、そこ

のところに原因があると思います。したがって、

破防法の議論に若干入らざるを得ないと思いま

す。

○平野貞夫君 公安調査庁長官にお尋ねしますが、平成元年の

二月に衆議院の予算委員会で不破委員長が、共産

党が破防法の調査対象団体になつていることにつ

いて質疑していますが、今日でも調査対象団体で

しようか。國民の多くはまさかと思つてゐるんじ

ますか。

○政府参考人(木藤繁夫君) 御指摘の点につきま

しては、今日でも調査対象団体でござります。

○平野貞夫君 その理由はどううところでござ

りますか。

○政府参考人(木藤繁夫君) 日本共産党は、昭和

二十六年から二十八年にかけて、全国各

地で暴力主義的破壊活動を行つた疑いのある団体

でございまして、将来暴力主義的破壊活動を行う

危険性が現時点で完全に除去されているとは認め

がたいことから、引き続き調査を行う必要がある

と考えているものでございます。

○平野貞夫君 この平成元年の衆議院の予算委員

会の議論の中で、いわゆる敵の出方論ということ

を当時の石山長官が説明して、

いわゆる民主社会主義に基づいてあくまで議会

主義を貫いて平和的な革命を行われるという政治志向を持つておられるのか、あるいは時と場

所により敵の出方、つまり権力側の出方によつては非平和的な手段にも訴えることがあるの

か、この辺が十分に解明できませんし、

そこでつじつまというか一貫性をつくるべき

こと、そこであつたかという思いを私は持つております。これは答弁は要りません。

そこで、公安調査庁長官にお尋ねしますが、最

近、共産党は各種の選挙で勢力を着々と拡大され

ており、先般の高知県知事選においても共産党が

中心になって橋本大二郎知事を当選させたわけ

でございます。例えば、本国会でも国会運営で民主

党、社民党とともに三黨の国会共闘というのには非

常に成果を上げておりますし、共産党が政権に参

加する時期というのはひょっとしたら来年あたり

あります。私の自由党でも小沢党首は時々、理念と政策

が一致すれば共産党とも國家国民のために協力す

るという発言をして、私ははらはらしているんで

ございます。

○平野貞夫君 破防法は憲法違反だと。そして、

サリン等防止法改正で団体規制の法律を出される

なら、破防法廃止法案というものを共産党は出し

て、そこでつじつまというか一貫性をつくるべき

ことは、私はこれを持つております。

戦直後の問題をいつまでも引きずつておくという

ことは、私はこれは日本の国にとってよくないこ

ざいます。

○平野貞夫君 破防法は憲法違反だと。そして、

サリン等防止法改正で団体規制の法律を出される

なら、破防法廃止法案というものを共産党は出し

て、そこでつじつまというか一貫性をつくるべき

ことは、私はこれを持つております。

戦直後の問題をいつまでも引きずつておくという

ことは、私はこれは日本の国にとってよくないこ

ざいます。

とだと思います。さまざまに国民の要望が変化していると思います。

そういう中で、こちら辺の問題は、余り破防法を憲法違反、憲法違反と言わずに、これは不都合な部分は変えねばいいわけですから、すつきりとなさつたらどうでございましょうか。

○橋本敦君 もう既にきつちりとしておるわけでございまして、現実に現在でも破防法の指定団体としているということ自体が私は速やかに撤回をされるべきそういう問題なので、私の方の問題ではない。

私の方としては、今委員御指摘のように国会及び国民の中に公然と広く活動して、比例代表選挙でも全国で八百二十万の御支持をいただいて国民の中に定着した政党として活動しております。このとでございまして、これをいつまでも指定団体としておる、そのことのアナクロニズム、それ自体を私は直ちに改めるべきだ、そしてまた、それを改めないと防法が一層憲法違反性が明確になつてゐる証拠じゃないか、こういう立場で先ほどから御答弁をさせていただきました。

○平野貞夫君 その言葉で終わるとちょっと私の質問の趣旨が変わつてしまふので一言言わせていただきますが、私はそうではないと思います。やっぱり客観的な国の機関がそういうふうに認定する以上、何らかの欺瞞性、何らかの一つの、表と裏といいますか、そういう大きな、そこにもつぱり國民に誤解を生じさせしめる問題があると思いますので、私たちは、今の橋本先生の御発言とは反対の立場で問題を今後も追及していきたいと思います。

○中村敦夫君 修正案提出者の方にお伺いします。立入検査に関する質問ですけれども、修正により加えられた第十三条によりますと、公安調査庁長官が公安審査委員会に対し立ち入り先のリストを提出すべしというふうになつていますね。これは立ち入りの前に提出されなきやいけないのか、

それとも事後でもよいということなんでしょうか。

○衆議院議員(北村哲男君) ただいまの御質問に率直に答えるならば立ち入りの前に提出されなければならぬわけですが、十三条に「第五条第一項又は第四項の処分を請求するとき又はその後において、」というふうに書いてあって、ちょっととにかくにくいかもしませんけれども、これはその観察処分を請求する前にすべてのリストを提出するわけです。しかし、それは請求する後であっても、その後に具体的に立ち入りをするという場合にはその前にはそのリストを提出しなくちゃならないわけです。

その旨は、衆議院の修正法案が通つたその直後に附帯決議を決めておりまして、そこではこのよう規定しております。「立入検査の実施に当たっては濫用にわたらぬよう、公安調査庁長官において、あらかじめ立入りを行う土地又は建物の所在及び立入りの予定日を公安審査委員会に通報するとともに、その立入検査の結果を公安審査委員会に報告するなどの細則を定めること。」といふふうに決めております。

それで、その細則につきましては、そのところまではまだはつきりは決めておらないんですけど、それでも、その概要是、公安調査庁長官は、観察処分またはその更新の請求をする時点で、法第十三条の書面とともに、これと認めるに足りる資料を公安審査委員会に提出するだけではなく、観察処分等の請求後に当該団体が所有または管理していることが判明した土地または建物についても法第十三条の書面及び資料を公安審査委員会に提出する一方、既に提出した書面に記載された土地または建物のうち当該団体の所有または管理するものでなくなつたと認めるものについてはその旨を公安審査委員会に通報することを義務づける規定が設けられるものと見込まれているというふうに聞いております。

いうことだと受け取りたいと思うのですが。

○衆議院議員(北村哲男君) そうです。
○中村敦夫君 公安調査庁長官がリストを提出するよう規定されている一方で、第十四条によりますと警察庁長官にも立入調査権が与えられており、そのためには立入調査権が与えられていないから即罰則というふうなことは確かに規定はないかなと思いますが、その辺のところはどうしてこうなつたのでしょうか。

○衆議院議員(北村哲男君) これは、警察が立ち入る場合には必ず公安調査庁長官と協議をしなければいけないということで、その協議の結果を公安調査庁長官が公安審査委員会に報告をするという形になつております。すなわち法案の十三条において、公安審査委員会による観察処分の決定またはその取り消しの判断の適正に資するためには、公安調査庁長官が公安審査委員会に対して当該団体が所有、管理すると認める土地または建物を特定するに足りる事項を記載した書面を提出しなければならないと規定しております。先ほど申しました衆議院の附帯決議においても、その予定日等を事前に通報するという細則をつくることになります。

これを受けて本法案の細則においては、公安調査庁長官は、公安調査官に立ち会わせる立入検査に関する事前事後の報告に加えて、法案第十四条第三項の規定に基づく警察庁長官との協議が調つたときは、当該都道府県警察職員が立ち入りを予定する土地、建物及びその予定日を公安審査委員会に通報するものとする旨の規定が設けられることがあります。

○中村敦夫君 原則、立ち入り先リストを出す、例外的に後で出る場合もあるということになつてゐるわけですから、そのリストに記載されていない場所に立入検査があつた、そしてそれが報告されないというような場合もあると思うんですけれども、こうした場合に公安調査庁長官や警察

何らかのたががなければ無原則になつてしまつて、いうふうに考えるんですが、いかがですか。

○衆議院議員(北村哲男君) 確かにそういう問題があると思いますが、リストに漏れたものに入つたから即罰則というふうなことは確かに規定はある行政行為と同様でございますので、まさに行政手帳がやるといふことになると思いま

ういう問題で疑問があつた場合に、公安審査の方があ立ち入り先に關して意見述べたり立ち入りをやめさせたりというふうなことは實際でできるものなんでしょうね。

○衆議院議員(北村哲男君) その適否を判断するのは、これは行政処分でござりますので、第一義的にはその行う行政手帳が判断するということは、これは一般の行政行為と同様でございますので、まさに行政手帳がやるといふことになると思いま

す。

そして、公安審査委員会は、観察処分の請求を受けたり、あるいは一たん観察処分がなされた後はその行う行政手帳が判断するということは、これは一般的な権限を背景にして、

団体の所有、管理する土地とか建物を特定する書面の提出や立入検査に係る事前事後の報告を義務づけることによって立入検査の一層の適正を図ることができるというふうな形になつていると考えております。

また、政府といたしましては、衆議院における附帯決議の趣旨をも踏まえまして、本法の成立、施行後、その適正な運用を確保するとともに、国会が本法により行う五年ごとの見直しに資するため、種々の情報提供につき法務委員会における審議や質問主意書に対する答弁等につきまして積極的に対応してまいる所存でございます。

「ござります。このよう、本法案におきましては、
公安調査官及び警察職員による立入検査の適法性
は十分担保されていると考えております、立会人
に関する規定を設ける必要は私はないと考えて
おります。
なお、公安の立入検査に当たりましては、その
対象となる団体の役職員または構成員がこれに立
ち会うことことができないとするものではございませ
ん。

思います。破壊活動防止法第三条にもその趣旨は明記されておるところでございまして、もとより違憲、違法のそしりを受けるような調査活動は行っていないものと私は認識をいたしております。

次に、立入検査先について公安審査委員会が認定する制度に対する必要があるとの御指摘につきましては、観察処分の決定に当たっては準司法機関である公安審査委員会の中立公平な判断を経る博識な士組みがどうやっております上に、個別の立入

先リストというのは事後であっても国会に報告されるべきであるというふうに思いますが、見解はいかがでしょうか。

しましても、本法案の第三十一条によりまして、警察職員による立入検査を含むその実施状況等につきまして国会に報告を行うことになるものといふふうに考えております。また、この国会審議や質問主意書に対する答弁等につきましても横置的

○中村敦夫君 破防法の第二条、第三条で法律の乱用が禁じられていますけれども、今回の法案でもそのまま第二条、第三条がスライドして入ってきている。乱用を禁止している、乱用を禁止する担保になつてきているということですけれども、今まで何度も質

検査について公安審査委員会による審査を要する
といったしますと、対象団体の危険性の程度を把握
するという立入検査の目的に照らしまして選別制
の観点から相当でないと考えられます。

されども、実際に公安審査委員会がした規制処分の内容、公安調査官及び警察職員の立入検査权を含むその実施状況については国会に報告がなされるというふうに考えております。それで、その中身はいつどこに立ち入ったかという報告事項もあ

○中村敦夫 次に、法務大臣にお伺いしますけれども、立入検査というものを公明正大なものにするためにも立会人を置くというシステム、それがあると非常にいいと思うんです。また、それが

疑にも出ておりますよう、例えば十一月二十五日の東京新聞朝刊が言つているように、公安調査庁が市民運動までも破壊団体にしてゐるというふうな、そういう事実があるのでないかという疑いが多くなつてゐるわけです。

め、観察處分の請求のとき、またはその後において、公安調査庁長官は公安審査委員会に対し、対象団体が所有または管理する土地または建物を特定する事項を記載した書面を提出すべきものといたしますし、その細則におきまして、立入

○中村敦夫君 公安調査庁長官及び警察庁警備局長に同じ質問をしますけれども、両庁とも第三十三条で定められた国会報告の際、もしくは法務委員会や質問主意書など、国会審議において立ち入り

あつて不便だ、困るというような理由はちょっと考えられないんですが、例えば法務省令に規定を設けるとかそういうことはできないのか、あるいはやるおつもりはないのかということでお答えいただきたいんです。

また、神奈川県警の問題、警察全体の問題といふことで、ただ信用しててくれというだけでは国民が納得していないような状況が現実にあるわけですから、やはりこの乱用を禁止する担保というものを今法律の中できちっとやっていった方がいいのです。

検査の実施につき公安審査委員会への事前及び後の報告を義務づけることいたしております。このよう、に本法案につきましては、立入検査が乱用にわたらないよう十分に配慮がなされているものと考えております。

り先を事後に公表すべきではないかというふうに思いますが、それに対してどういうふうな見解を持っていますが、お答えいただきたいんですが、簡単で結構でございます。

○國務大臣（丹波田出男君）　本法案の第三条及び
第三条は、この法律による規制を必要最小限度に
とどめるべきという旨を定めておりまして、その
権限の乱用を厳しく戒めておるわけであります。
また、第七条第二項は、特に必要があると認め
られるとき限りまして立入検査を行う旨規定をして

のではないか。それの一一番この法案に関するボイコットとしては、やはり立ち入り場所というのを公衆安衆が認定するという制度、これは今回間に合わないかも知れないけれども、今後そういうものをきちっとして国民の信頼を、法律自身が信頼されると、いうふうに改良する必要があるのではないか。

○中村敦夫君 脅問を終ります
○委員長(風間龍君) 他に御発言もないようですが、
から、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案及び特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法案に対する質疑は終局したものと認めます。

を執行することを實務とする政府が國權の最高機関である國会に対しまして毎年一回その施行状況を報告することを義務づけておるわけでございまして、もつて國会における見直しを含む多角的な検討に資することとしております。同条によりまつて

するとともに、第七条第四項及び第十四条第七項は、立入検査はあくまでも規制対象団体の活動状況を明らかにするという行政目的のために認められたものでありまして、犯罪捜査のために認められるものではない旨を確認いたしているわけであります。

○國務大臣(臼井日出男君) お尋ねがございまして、新聞報道につきましては、公安調査庁は日本本国憲法の保障する民主主義体制を暴力で破壊する一思想ですが、法務大臣の見解をお伺いしたいと思います。

なお、特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法案の修正について、橋本敦君及び福島瑞穂君から発言を認められておりますので、この際、順次これを許します。橋本敦君。

して、公安審査委員会がした規制処分の内容や公安調査官及び警察職員による立入検査を含むその実施状況等につきまして国会に報告を行うことになるものと考えております。

ります。
さらに、第四十二条及び第四十三条は、それぞれ公安調査官及び警察職員の職権乱用について通常よりも重い罰則というものを定めておるわけ

とがあり得る団体について、その組織や活動状況等を調査しておるわけでございまして、そうしたなおそれのない市民運動なしし市民団体そのものやその正当な活動を調査の対象とすることはないと

○橋本教君 私は、特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法案に対し、日本共産党を代表いたしまして、修正の動議を提出いたします。

その内容はお手元に配付されております案文のとおりでございます。これよりその趣旨について御説明いたします。

修正の趣旨は、対象とする特定破産法人の定義につきまして、原案が政府提出の「無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律案」に基づく指定団体とありますとのを、我が党提出の「サリン等による人身被害の防止に関する法律案」の一部を改正する法律案に基づく指定団体とし、また、

破産管財人の権限として、情報提供を請求する関係機関を「国家公安委員会又は都道府県公安委員会」とするなど、そのための所要の修正を行つものでございます。

以上でございますが、何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(風間知君) 福島瑞穂君。

○福島瑞穂君 私は、特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法案に対し、社会民主党・護憲連合を代表いたしまして、修正の動議を提出いたします。その内容はお手元に配付しております案文のとおりでございます。

○委員長(風間知君) 福島瑞穂君。

私は、特定破産法人の破産財団に付属すべき財産の回復に関する特別措置法案に対し、社会民主党・護憲連合を代表いたしまして、修正の動議を提出いたします。

○福島瑞穂君 私は、特定破産法人の破産財団に付属すべき財産の回復に関する特別措置法案に対し、社会民主党・護憲連合を代表いたしまして、修正の動議を提出いたします。

○福島瑞穂君 私は、特定破産法人の破産財団に付属すべき財産の回復に関する特別措置法案に対し、社会民主党・護憲連合を代表いたしまして、修正の動議を提出いたします。

○福島瑞穂君 私は、特定破産法人の破産財団に付属すべき財産の回復に関する特別措置法案に対し、社会民主党・護憲連合を代表いたしまして、修正の動議を提出いたします。

○福島瑞穂君 私は、特定破産法人の破産財団に付属すべき財産の回復に関する特別措置法案に対し、社会民主党・護憲連合を代表いたしまして、修正の動議を提出いたします。

したがつて、憲法違反である無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律案を前提にし、部分は削除し、破産法の特例の部分のみ独立させて修正案を提出いたします。以下、修正の趣旨を申し上げます。

まず、第二条第一項につき、「無差別大量殺人行為」の定義を「不特定かつ多数の者を殺害すること」と又はその実行に着手してこれを遂げないこと」とします。

次に、第二条第三項第一号につき、「特別關係者」の定義を、「特定破産法人が破産宣告前に行つていた活動を引き継いで行つて法人その他の団体で、次のイからハまでに掲げる事項のいずれかに該当するもの」とします。

イ 当該特定破産法人に係る無差別大量殺人行為の首謀者が当該団体の活動に影響力を有し、又は有していたこと。

ロ 当該特定破産法人に係る無差別大量殺人行為に関与した者の全部又は一部が当該団体の役職員又は構成員であり、又はあったこと。

ハ 当該特定破産法人に係る無差別大量殺人行為が行われた時に当該特定破産法人の役員であつた者の全部又は一部が当該団体の役員であり、又はあったこと。

以上、修正の趣旨に御賛同くださいますよう、何とぞお願い申し上げます。

○委員長(風間知君) これより両案並びに修正案について討論に入ります。

○橋本敦君 私は、日本共産党を代表して、衆議院から修正の上送付された、無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律案に反対、日本共産党提出の特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法案に対する修正案に賛成、社会民主党提出の修正案に賛成、並びに特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法案に賛成の討論を行います。

日本共産党が提出をしておりますオウム規制法案は、サリン被害防止法を改正、強化し、暴対法の

枠組みでサリン犯罪集団の活動を規制することによってオウム対策を行おうとするもので、暴力団対策と同じように、犯罪の予防、鎮圧を責務とする刑事警察がサリン大量殺人を犯した集団の活動を規制する枠組みこそが、関係住民の要望に速やかにこたえ、サリン犯罪等の再発を防止し、住民の安全を確保する上で最も道理ある現実的な方法だと考えておるところであります。

しかし、これに対し、政府提出の団体規制法案は、思想、信条、結社の自由など、国民の基本的人権を侵害する憲法違反の防政法の法的枠組みに基づき、オウム対策の名のもとに公安調査庁の権限を強化し、さらに団体規制手続きも簡易、強化するものであることが明白であります。しかも、法律上、オウム集団に限定されるものではありませんから乱用のおそれがないとは言えず、憲法に照らしてこのような法案には到底賛成することができません。

さらに、今までオウム集団の一連の凶悪事件の防止に何ら役に立たなかつた公安調査庁を規制の実施主体としていることなど、筋違いであると言わねばなりません。

次に、被害者救済のための破産特別措置法案についてあります。

この法案は、破防法による団体規制の法的枠組みにリンクしている点について、日本共産党はこれ改め、サリン防止法に準拠するとの修正案を提出したものであり、御賛同をお願いいたしますが、仮に修正案に賛同が得られない場合でも、この法案自体によつて破防法が特に拡大強化されるというものではないため、速やかな被害者救済の要望にこたえて、原案に賛成することとした次第であります。

以上で討論を終わります。

○北岡秀二君 私は、自由民主党・民主党・新緑風会、公明党及び自由党の四会派を代表いたしまして、ただいま議題となつております無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律案及び特

する特別措置法案について、いずれも賛成の立場から、並びに日本共産党及び社会民主党・護憲連合各提案に係る特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法案に対する修正案二案について、いざれも反対の立場から討論を行ふものであります。

まず、無差別大量殺人行為を行つた団体の規制を規制するものではあります。

次に、無差別大量殺人行為を行つた団体の規制を規制するものではあります。

まず、無差別大量殺人行為を行つた団体の規制を規制するものではあります。

したがって、これらの処分や手続が適正に運用される限り、憲法の保障する国民の自由と権利が不正に制限されるおそれはないと確信いたします。

第三に、衆議院における本法律案に対する修正により、立法の趣旨がより明確になるとともに、適正な運用をより一層確保する仕組みとされております。

次に、特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法案に賛成する主な理由について申し述べます。

本来、破産財團を形成すべきオウム真理教の財産がかなり流出していると見られ、そのために地

下鉄・松本サリン事件等で犠牲となられた被害者の方々やその御遺族の方々に對する損害賠償が極めて不十分な状況にあります。この法律案は、破産管財人が破産財團に属すべき財産をオウム真理

教関係者から取り戻そうとする場合に、その立証

が今も役員であるという要件は簡単に充足されるものであり、その一つが満たされば足りるところとは、極めて容易に観察処分などをなし得る事態を開くものです。違憲の法律案に賛成すること

について申します。

差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案に定める観察処分を受けた団体であることを

いたがって、これらの修正案につきましては、いずれも反対するものであります。

以上をもちまして、私の討論といたします。

○福島瑞穂君 私は、社会民主党・護憲連合を代表して、衆議院から修正の上送付された無差別大

量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案に反対、日本共産党提出の特定破産法人の破産財團に属すべき財産の回復に関する特別措置法案に対する修正案に反対、社会民主党提出の修正案に賛成、並びに特定破産法人の破産財團に属すべき財

産の回復に関する特別措置法案に反対の討論を行います。

無差別大量殺人行為を行った団体の規制

の回復に関する特別措置法案について述べます。

この法案の最大の問題点は、憲法違反である

ことのないよう、対象

を極めて大きくなる

などの大きな問題があるなど、賛成できません。

したがって、これらの修正案につきましては、

いずれも反対するものであります。

以上をもちまして、私の討論といたします。

○福島瑞穂君 私は、社会民主党・護憲連合を代

表して、衆議院から修正の上送付された無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案に反対、日本共産党提出の特定破産法人の破産財團に属すべき財産の回復に関する特別措置法案に対する修正案に反対、社会民主党提出の修正案に賛成、並びに特定破産法人の破産財團に属すべき財産の回復に関する特別措置法案に反対の討論を行います。

無差別大量殺人行為を行った団体の規制

の回復に関する特別措置法案について述べます。

この法案の最大の問題点は、憲法違反である

ことのないよう、対象

を極めて大きくなる

などの大きな問題があるなど、賛成できません。

したがって、これらの修正案につきましては、

いずれも反対するものであります。

以上をもちまして、私の討論といたします。

○福島瑞穂君 私は、社会民主党・護憲連合を代

表して、衆議院から修正の上送付された無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案に反対、日本共産党提出の特定破産法人の破産財團に属すべき財産の回復に関する特別措置法案に対する修正案に反対、社会民主党提出の修正案に賛成、並びに特定破産法人の破産財團に属すべき財産の回復に関する特別措置法案に反対の討論を行います。

無差別大量殺人行為を行った団体の規制

の回復に関する特別措置法案について述べます。

この法案の最大の問題点は、憲法違反である

ことのないよう、対象

を極めて大きくなる

などの大きな問題があるなど、賛成できません。

したがって、これらの修正案につきましては、

いずれも反対するものであります。

以上をもちまして、私の討論といたします。

○福島瑞穂君 私は、社会民主党・護憲連合を代

表して、衆議院から修正の上送付された無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案に反対、日本共産党提出の特定破産法人の破産財團に属すべき財産の回復に関する特別措置法案に対する修正案に反対、社会民主党提出の修正案に賛成、並びに特定破産法人の破産財團に属すべき財産の回復に関する特別措置法案に反対の討論を行います。

無差別大量殺人行為を行った団体の規制

の回復に関する特別措置法案について述べます。

この法案の最大の問題点は、憲法違反である

ことのないよう、対象

を極めて大きくなる

などの大きな問題があるなど、賛成できません。

したがって、これらの修正案につきましては、

いずれも反対するものであります。

以上をもちまして、私の討論といたします。

○福島瑞穂君 私は、社会民主党・護憲連合を代

一 力をすべきである。

一 本法は、国民の生活の平穏を含む公共の安

全の確保に寄与するために必要な最小限度に

おいてのみ適用すべきであり、国民の自由と

権利を不当に制限することのないよう、対象

を極めて大きくなる

ものであり、その一つが満たされば足りるとす

ることは、極めて容易に観察処分などをなし得る

道を開くものです。違憲の法律案に賛成すること

はできません。

次に、特定破産法人の破産財團に属すべき財産の回復に関する特別措置法案について述べます。

この法案の最大の問題点は、憲法違反である

ことのないよう、対象

を極めて大きくなる

などの大きな問題があるなど、賛成できません。

したがって、これらの修正案につきましては、

いずれも反対するものであります。

以上をもちまして、私の討論といたします。

○福島瑞穂君 私は、社会民主党・護憲連合を代

平成十一年十二月九日印刷

平成十一年十二月十日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

T